

平成 28 年 7 月 26 日

【照会先】

雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課

課長 阿部 充

課長補佐 五阿彌 秀良

(代表電話) 03(5253)1111(内線 7837)

(直通電話) 03(3595)3271

「平成 27 年度雇用均等基本調査」の結果概要

目 次

結果の概要

企業調査

1 昇進について	1 頁
----------------	-----

事業所調査

I 育児・介護休業制度等に関する事項	7
--------------------------	---

1 育児休業制度	7
----------------	---

2 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項	15
--	----

3 介護休業制度	20
----------------	----

II 母性保護制度等に関する事項	22
------------------------	----

1 労働基準法に基づく母性保護制度の規定状況	22
------------------------------	----

2 労働基準法に基づく母性保護制度の利用状況	23
------------------------------	----

III 短時間正社員制度に関する事項	24
--------------------------	----

1 短時間正社員制度の導入状況	24
-----------------------	----

2 短時間正社員制度の利用状況	24
-----------------------	----

付属統計表

企業調査	25
------------	----

事業所調査	29
-------------	----

調査の概要	36
-------------	----

平成 27 年度雇用均等基本調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

アドレス (http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/toukei/)

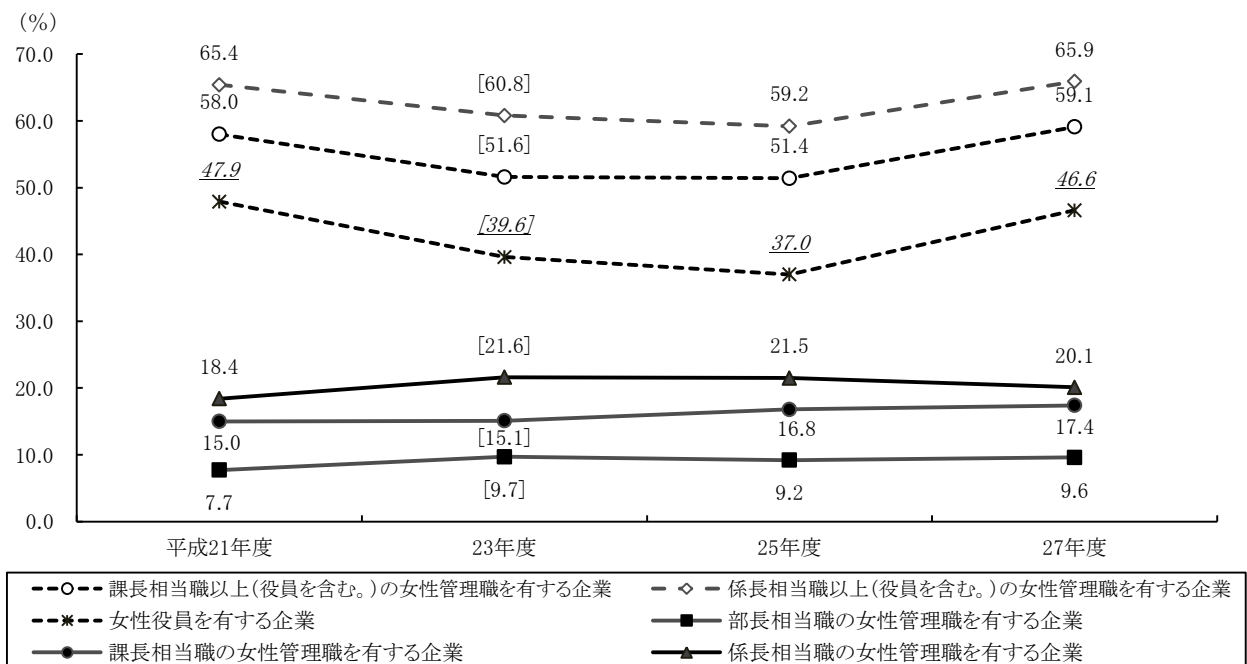
企業調査結果概要

1 昇進について

(1) 女性管理職を有する企業割合

課長相当職以上の女性管理職（役員を含む。以下同じ。）を有する企業割合は 59.1%（平成 25 年度 51.4%）、係長相当職以上の女性管理職を有する企業割合は 65.9%（同 59.2%）で、これを役職別にみると、部長相当職は 9.6%（同 9.2%）、課長相当職は 17.4%（同 16.8%）、係長相当職は 20.1%（同 21.5%）となっている（図 1、付属統計表第 1 表）。

図 1 役職別女性管理職を有する企業割合の推移（企業規模 10 人以上）



注) 平成 23 年度の [] 内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(参考) 表 1 企業規模 30 人以上における役職別女性管理職を有する企業割合の推移 (%)

	課長相当職以上（役員を含む。）の女性管理職を有する企業	係長相当職以上（役員を含む。）の女性管理職を有する企業	女性役員を有する企業	部長相当職の女性管理職を有する企業	課長相当職の女性管理職を有する企業	係長相当職の女性管理職を有する企業
平成 12 年度	47.2	62.0	31.1	7.4	19.0	31.2
15 年度	48.3	62.5	33.6	6.7	20.2	32.0
18 年度	53.0	66.6	36.6	8.8	21.1	32.0
21 年度	54.5	66.9	39.5	10.5	22.0	31.6
23 年度	[55.3]	[69.9]	[36.4]	[14.4]	[24.4]	[34.6]
25 年度	56.0	68.8	33.9	12.9	28.6	35.2
27 年度	59.0	70.5	40.0	12.7	26.2	33.9

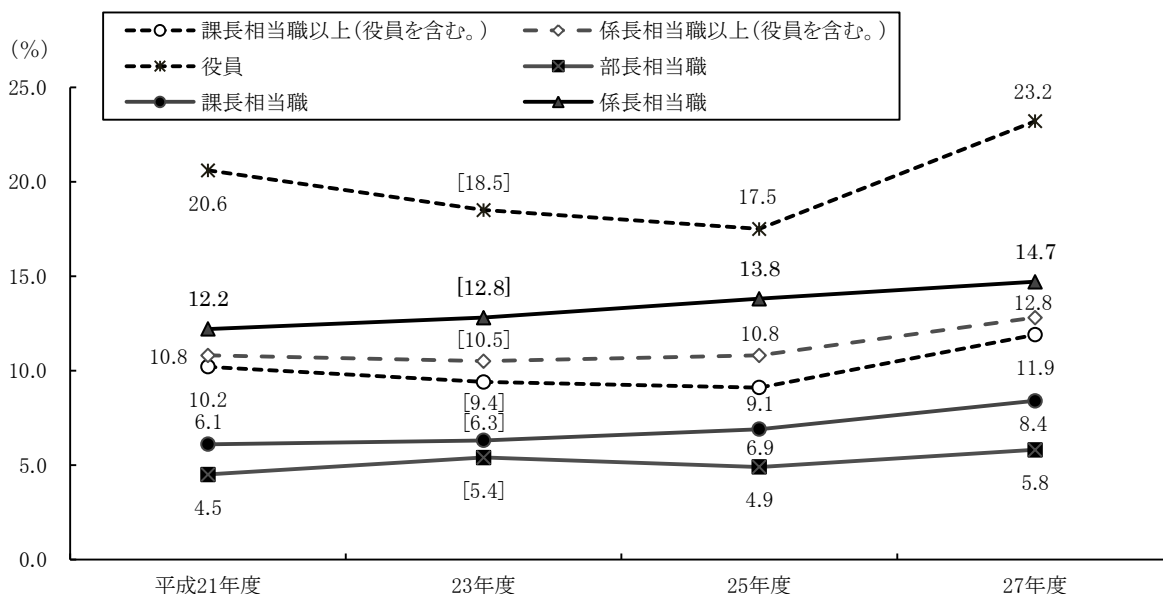
注) 平成 23 年度の [] 内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

規模別にみると、おおむね規模が大きくなるほど、各役職とも女性管理職を有する企業割合が高くなり、5,000 人以上規模では、部長相当職が 61.0%（平成 25 年度 63.5%）、課長相当職が 89.7%（同 93.5%）、1,000～4,999 人規模では、部長相当職が 37.5%（同 35.9%）、課長相当職が 67.5%（同 70.6%）であった（付属統計表第 1 表）。

(2) 管理職に占める女性の割合

課長相当職以上の、管理職に占める女性割合（以下、「女性管理職割合」という。）は 11.9%（平成 25 年度 9.1%）で、前回調査に比べ 2.8 ポイント上昇、係長相当職以上の、女性管理職割合は 12.8%（同 10.8%）で、前回調査に比べ 2.0 ポイント上昇した。これを役職別にみると、部長相当職では 5.8%（同 4.9%）、課長相当職では 8.4%（同 6.9%）、係長相当職では 14.7%（同 13.8%）といずれも前回調査から上昇した（図 2, 付属統計表第 2 表）。

図 2 役職別女性管理職割合の推移（企業規模 10 人以上）



注) 平成 23 年度の [] 内の割合は岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(参考)表 2 企業規模 30 人以上における役職別女性管理職割合の推移

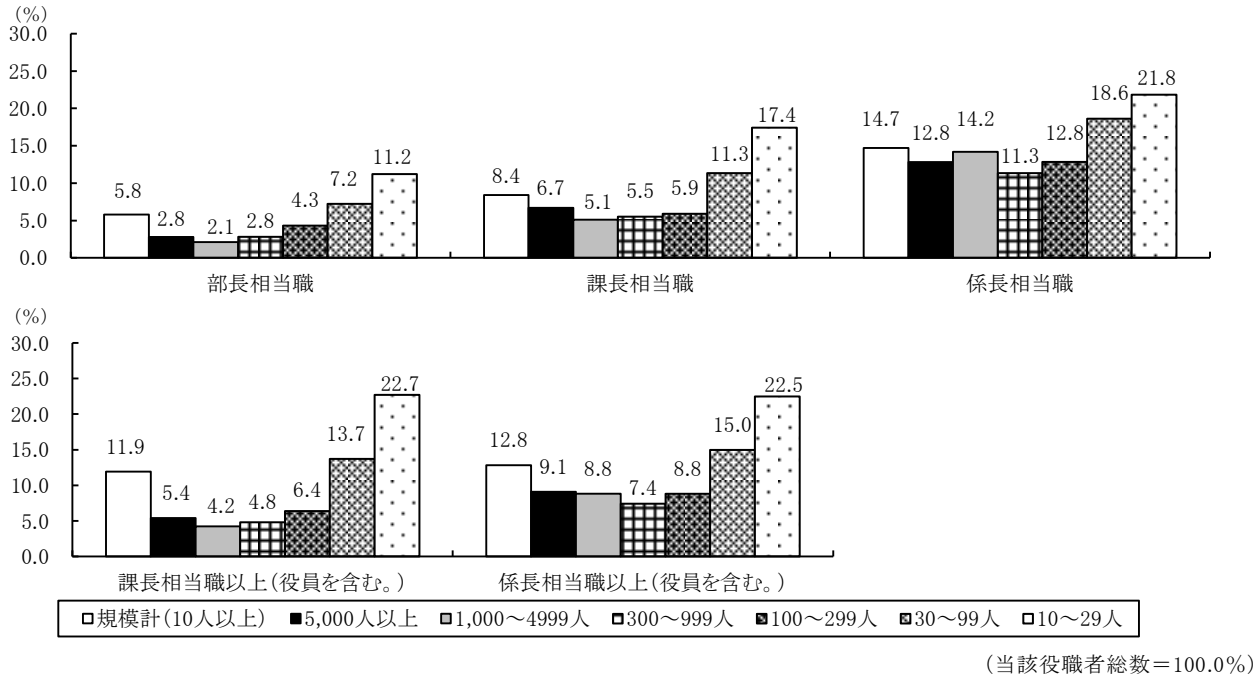
(%)

	課長相当職以上 (役員を含む。)	係長相当職以上 (役員を含む。)	役員	部長相当職	課長相当職	係長相当職
平成 12 年度	3.5	5.1	9.1	1.6	2.6	7.7
15 年度	4.2	5.8	10.9	1.8	3.0	8.2
18 年度	4.7	6.9	12.2	2.0	3.6	10.5
21 年度	6.3	8.0	13.6	3.1	5.0	11.1
23 年度	[6.8]	[8.7]	[13.9]	[4.5]	[5.5]	[11.9]
25 年度	6.6	9.0	13.1	3.6	6.0	12.7
27 年度	7.8	10.2	16.0	4.3	7.0	13.9

注) 平成 23 年度の [] 内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

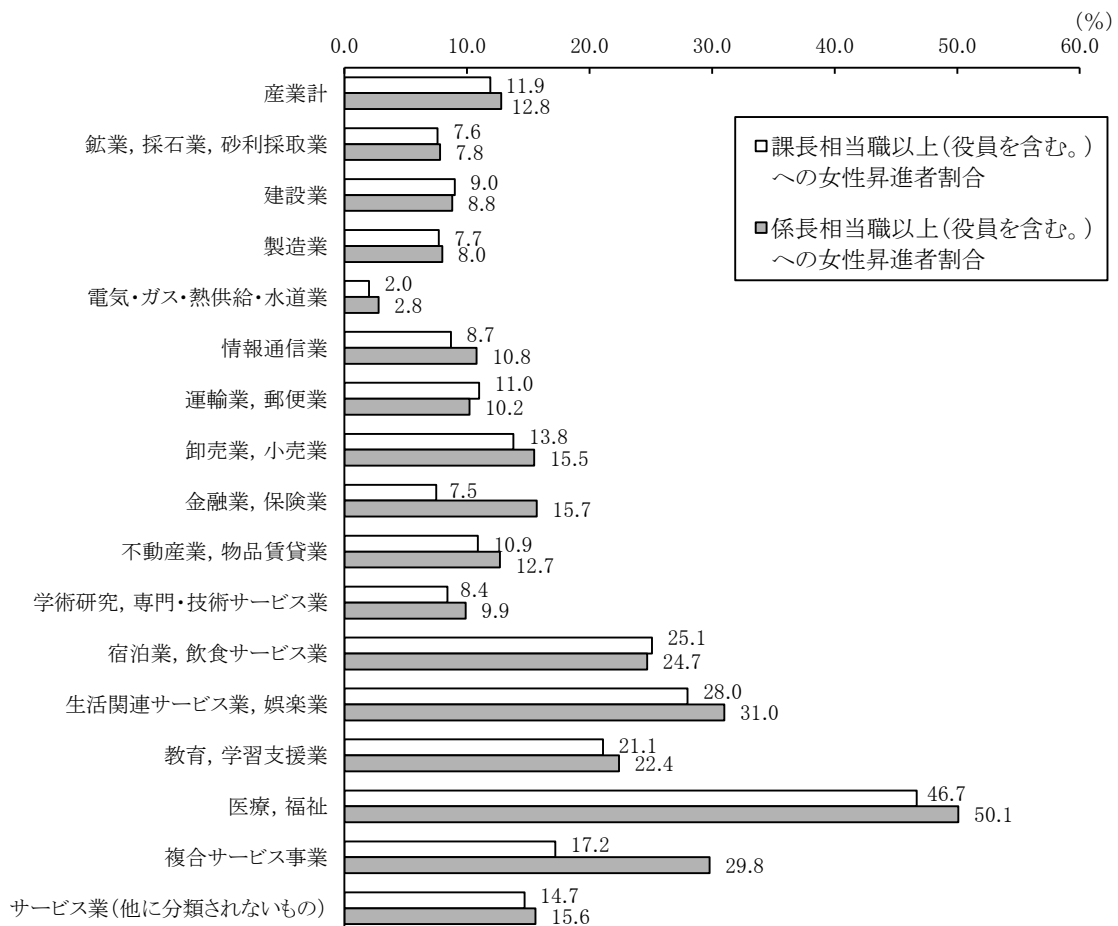
規模別にみると、おおむね規模が大きくなるほど女性管理職割合が低い傾向がみられ、課長相当職以上の女性管理職割合は、5,000 人以上規模で 5.4%、1,000～4,999 人規模で 4.2%、300～999 人規模で 4.8%、100～299 人規模で 6.4%、30～99 人規模で 13.7%、10～29 人規模で 22.7%となっている（図 3, 付属統計表第 2 表）。

図3 規模別役職別女性管理職割合



課長相当職以上の女性管理職割合を産業別にみると、医療、福祉（46.7%）、生活関連サービス業、娯楽業（28.0%）、宿泊業、飲食サービス業（25.1%）の順で高くなっている（図4、付属統計表第2表）。

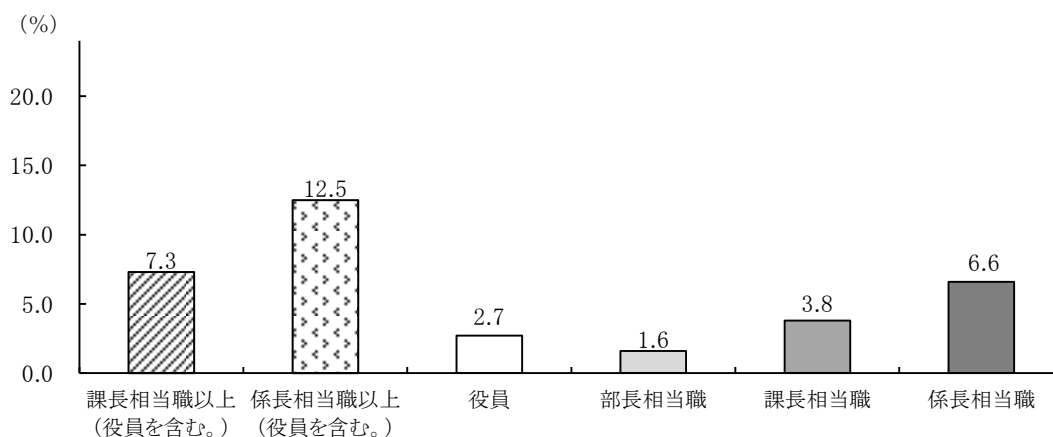
図4 産業別女性管理職割合（企業規模10人以上）



(3) 女性昇進者がいた企業割合

平成26年10月1日から平成27年9月30日の間に、各役職に新たに就いた女性がいたかをみると、課長相当職以上（役員を含む。以下同じ。）への女性昇進者がいた企業割合は7.3%、係長相当職以上への女性昇進者がいた企業割合は12.5%であった。これを役職別にみると、部長相当職へは1.6%、課長相当職へは3.8%、係長相当職へは6.6%となっている（図5, 付属統計表第3表）。

図5 役職別女性昇進者を有する企業割合（企業規模10人以上）



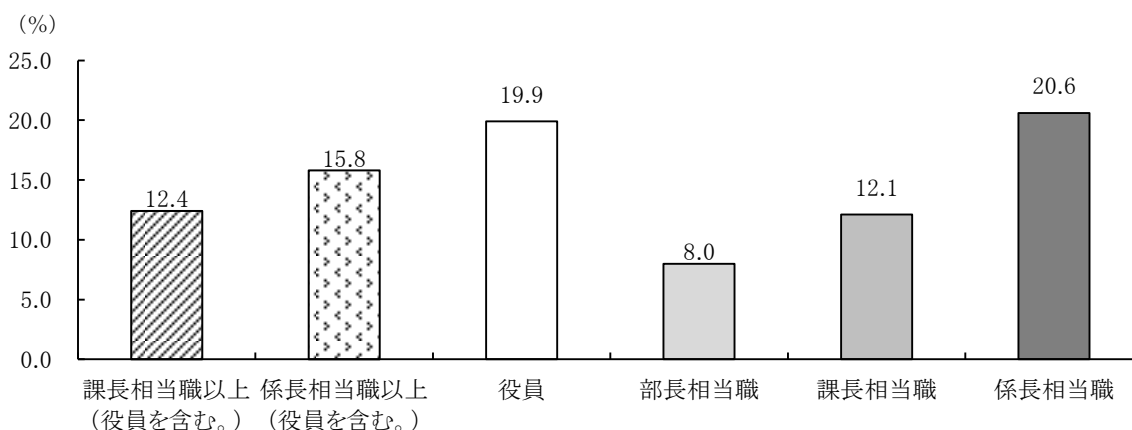
注) 同一労働者が期間内に2回以上昇進した場合は、それぞれの役職区分で1人ずつ計上した。

規模別にみると、おおむね規模が大きくなるほど各役職とも女性昇進者を有する企業割合が高くなり、5,000人以上規模では、部長相当職へが34.7%、課長相当職へは64.9%、係長相当職へは63.8%、1,000~4,999人規模では、部長相当職へが11.4%、課長相当職へは35.7%、係長相当職へは46.1%であった（付属統計表第3表）。

(4) 昇進者に占める女性の割合

平成26年10月1日から平成27年9月30日の間に、新たに役職についた昇進者に占める女性割合（以下、「女性昇進者割合」という。）は、課長相当職以上では12.4%、係長相当職以上では15.8%であった。これを役職別にみると、部長相当職では8.0%、課長相当職では12.1%、係長相当職では20.6%となっている（図6, 付属統計表第4表）。

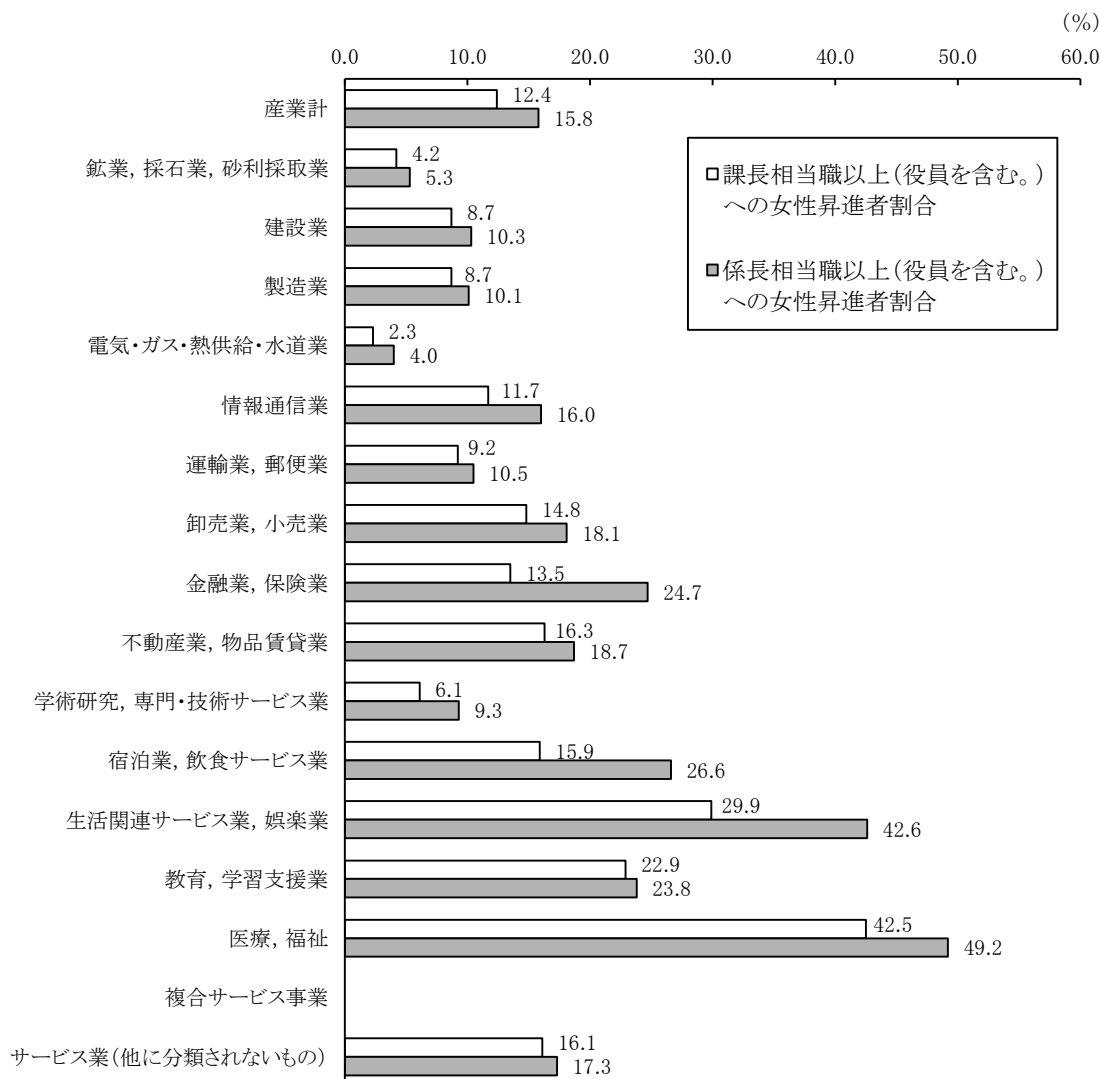
図6 役職別女性昇進者割合（企業規模10人以上）



注) 同一労働者が期間内に2回以上昇進した場合は、それぞれの役職区分で1人ずつ計上した。

課長相当職以上への女性昇進者割合を産業別にみると、医療，福祉（42.5%）、生活関連サービス業，娯楽業（29.9%）、教育，学習支援業（22.9%）の順で高くなっている（図7，付属統計表第4表）。

図7 産業別女性昇進者割合（企業規模10人以上）

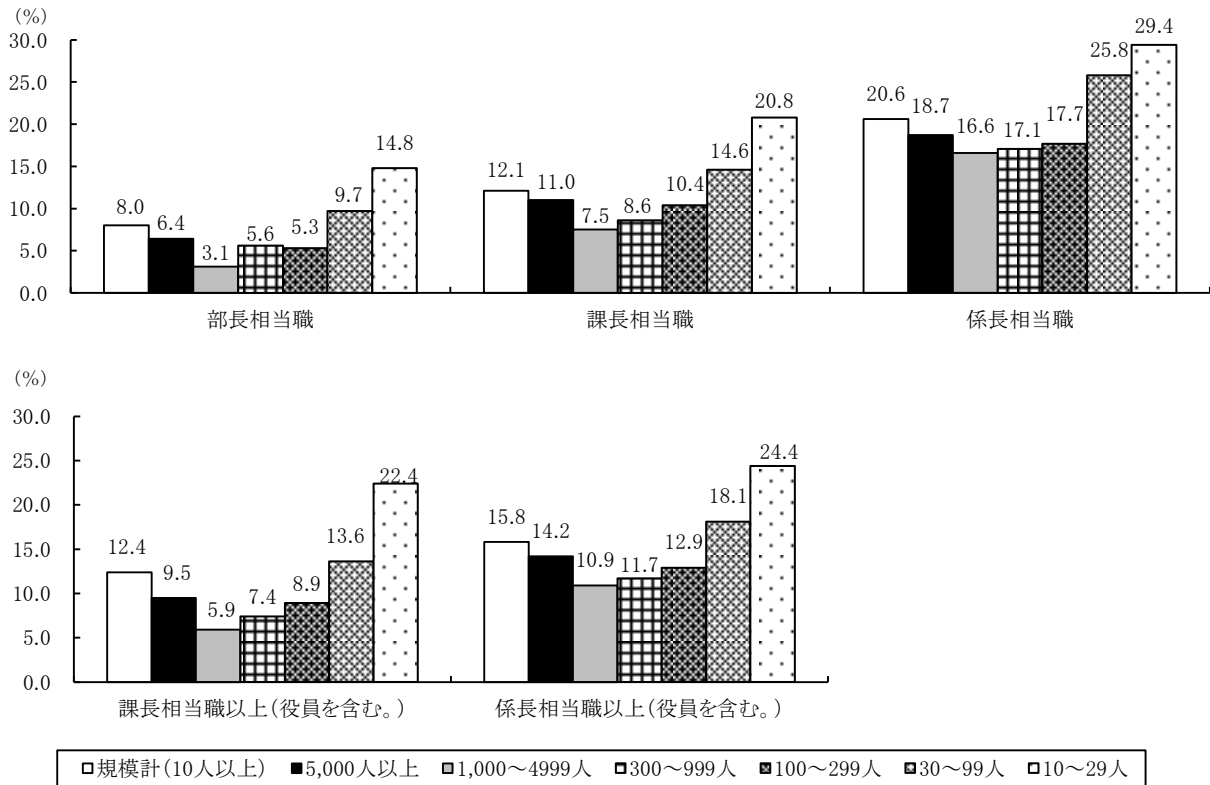


注1) 複合サービス事業は、該当する数値が存在しない。

注2) 同一労働者が期間内に2回以上昇進した場合は、それぞれの役職区分で1人ずつ計上した。

規模別にみると、おおむね規模が大きくなるほど、女性昇進者割合が低い傾向がみられ、課長相当職以上への女性昇進者割合は、5,000人以上規模で9.5%、1,000～4,999人規模で5.9%、300～999人規模で7.4%、100～299人規模で8.9%、30～99人規模で13.6%、10～29人規模で22.4%となっている（図8，付属統計表第4表）。

図8 規模別役職別女性昇進者割合



(当該役職への昇進者総数=100.0%)

注) 同一労働者が期間内に2回以上昇進した場合は、それぞれの役職区分で1人ずつ計上した。

事業所調査結果概要

I 育児・介護休業制度等に関する事項

1 育児休業制度

(1) 育児休業制度の規定状況

育児休業制度の規定がある事業所の割合は、事業所規模5人以上では73.1%（平成26年度74.7%）、事業所規模30人以上では91.9%（同94.7%）となっており、平成26年度調査より事業所規模5人以上では1.6ポイント、事業所規模30人以上では2.8ポイント低下した（図1）。

産業別にみると、複合サービス事業(100%)、電気・ガス・熱供給・水道業（95.3%）、金融業、保険業（93.6%）で規定がある事業所の割合が高くなっている。規模別にみると、500人以上で100%、100～499人で98.4%、30～99人で90.2%、5～29人で69.2%と規模が大きくなるほど規定がある事業所割合は高くなっている（図2）。

図1 育児休業制度の規定あり事業所割合の推移

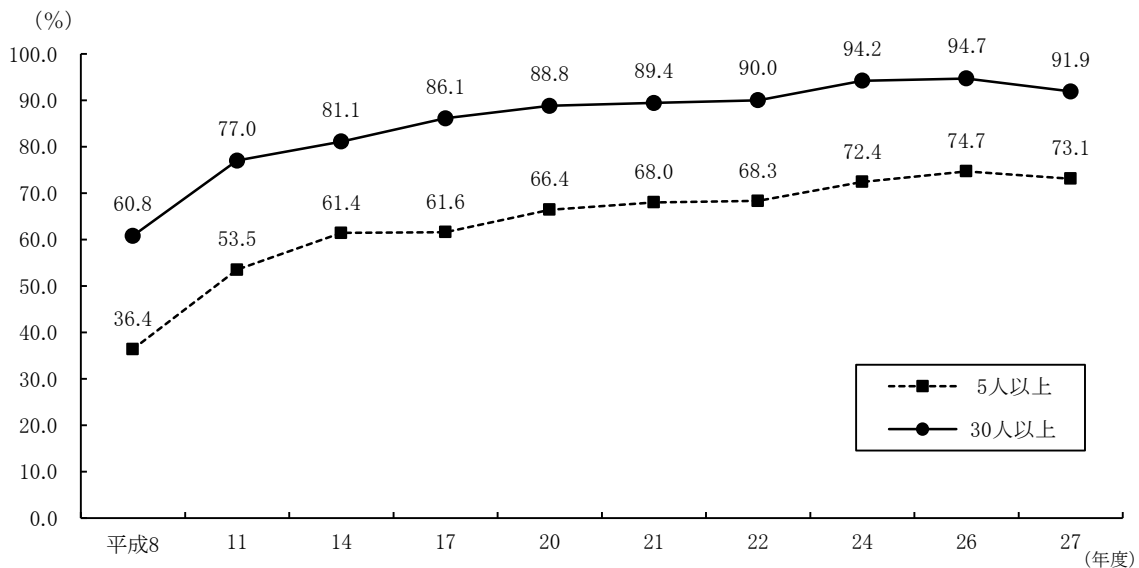
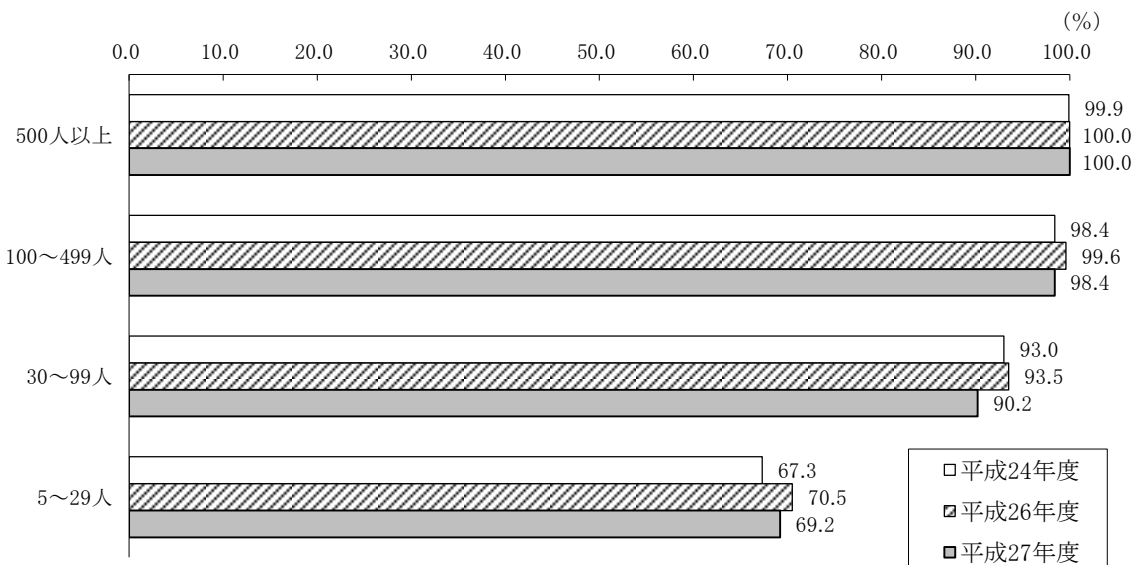


図2 事業所規模別育児休業制度の規定あり事業所割合



(2) 育児休業制度の内容

ア 最長育児休業期間

育児休業制度の規定がある事業所において、子が何歳になるまで育児休業を取得できるかについてみると、「1歳6か月（法定どおり）」が84.8%（平成26年度84.9%）と最も高くなっており、次いで「2歳～3歳未満」9.2%（同7.6%）、「1歳6か月を超え2歳未満」4.0%（同4.6%）の順となっている（表1）。

表1 最長育児休業期間別事業所割合 (%)

	育児休業制度の規定あり事業所計	1歳6か月 (法定どおり)	1歳6か月を超え 2歳未満	2歳～ 3歳未満	3歳以上
平成24年度	100.0	86.4	3.2	8.3	2.2
平成26年度	100.0	84.9	4.6	7.6	2.8
平成27年度	100.0	84.8	4.0	9.2	2.0

イ 会社や企業内共済会等から育児休業中に支給される金銭の支給状況

育児休業中の労働者に会社や企業内共済会等から金銭を支給している事業所割合は15.2%（平成24年度18.9%）であり、このうち「毎月金銭を支給する」は8.6%（同10.3%）、「一時金等を支給する」は7.7%（同10.2%）となっている（表2）。

表2 育児休業期間中の会社や企業内共済会等からの金銭支給の有無及び方法別事業所割合（複数回答） (%)

	事業所計	金銭の支給あり	支給方法(複数回答)		金銭の支給なし	不明
			毎月金銭を 支給する	一時金等を 支給する		
平成24年度	100.0	18.9	10.3	10.2	80.8	0.3
平成27年度	100.0	15.2	8.6	7.7	84.8	0.1

ウ 育児休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱い

育児休業を取得した者の休業期間中の定期昇給の取扱いについては、定期昇給の制度がある事業所のうち「定期昇給時期に昇給する」が23.6%（平成24年度19.3%）、「休業期間中の定期昇給は行わずに復職後に時期をずらして昇給する」が16.7%（同19.4%）「休業期間中の定期昇給は行わずに復職後の定期昇給時期に持ち越す」が27.7%（同29.2%）、「その他の取扱いを決めている」が4.6%（同5.8%）、「特に決めていない」が27.4%（同26.2%）となっている（表3）。

表3 育児休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合 (%)

	定期昇給の制度 がある事業所計	定期昇給 時期に 昇給する	休業期間中の 定期昇給は行 わずに復職後 に時期をずら して昇給する	休業期間中の 定期昇給は行 わずに復職後 の定期昇給時 期に持ち越す	その他の 取扱いを 決めている	特に決めて いない
平成24年度	[64.1] 100.0	19.3	19.4	29.2	5.8	26.2
平成27年度	[64.4] 100.0	23.6	16.7	27.7	4.6	27.4

注:[]内の割合は、全事業所のうち、定期昇給の制度がある事業所の割合である。

エ 復職後の職場・職種

復職後の職場・職種の取扱いについては、「原則として原職又は原職相当職に復帰する」が72.8%（平成24年度73.1%）と最も高くなっており、「本人の希望を考慮し、会社が決定する」が21.2%（同19.6%）、「会社の人事管理等の都合により決定する」が5.9%（同6.8%）となっている（表4）。

表4 育児休業復職後の職場・職種の取扱い別事業所割合 (%)

	事業所計	原則として原職又は原職相当職に復帰する	本人の希望を考慮し、会社が決定する	会社の人事管理等の都合により決定する	不明
平成24年度	100.0	73.1	19.6	6.8	0.5
平成27年度	100.0	72.8	21.2	5.9	0.1

(3) 育児休業制度の利用状況

ア 育児休業者の有無別事業所割合

平成25年10月1日から平成26年9月30日までの1年間に、在職中に出産した女性がいた事業所に占める女性の育児休業者（上記の期間に出産した者のうち平成27年10月1日までの間に育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。））がいた事業所の割合は84.0%（平成26年度86.6%）となり、2.6ポイント低下した（図3）。

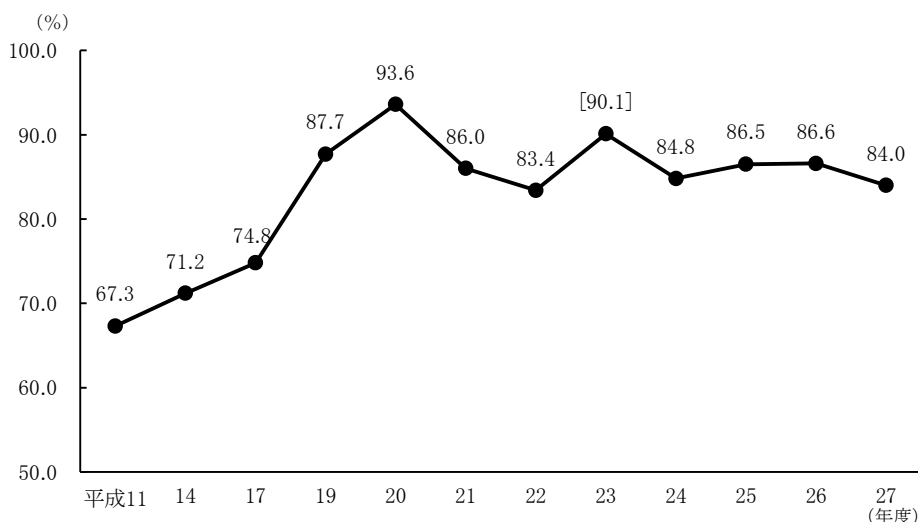
また、女性の有期契約労働者についてみると、育児休業者がいた事業所の割合は75.0%（同75.4%）となり、0.4ポイント低下した（表5）。

平成25年10月1日から平成26年9月30日までの1年間に、配偶者が出産した男性がいた事業所に占める男性の育児休業者（上記の期間に配偶者が出産した者のうち平成27年10月1日までの間に育児休業を開始した者（育児休業の申出をしている者を含む。））がいた事業所の割合は4.4%（同4.2%）となり、0.2ポイント上昇した（図3）。

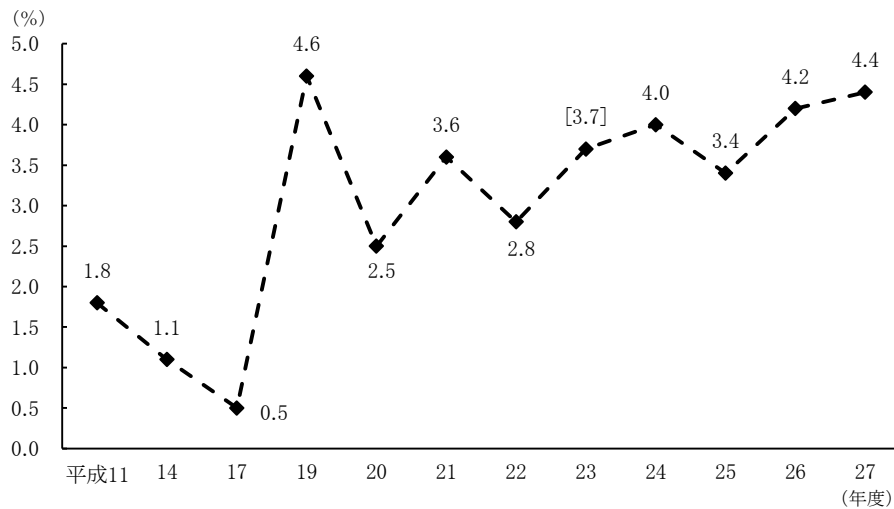
また、男性の有期契約労働者についてみると、育児休業者がいた事業所の割合は6.0%（同3.6%）となり、2.4ポイント上昇した（表5）。

(女性)

図3 育児休業者の有無別事業所割合



(男性)



注:平成 23 年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

表 5 有期契約労働者の育児休業者の有無別事業所割合

(%)

	女性				男性			
	出産者がいた事業所計	制度の対象となる有期契約労働者ありの事業所	育児休業者あり	育児休業者なし	配偶者が出産した者がいた事業所計	制度の対象となる有期契約労働者ありの事業所	育児休業者あり	育児休業者なし
平成 25 年度	100.0	87.1	74.2	25.8	100.0	89.9	1.5	98.5
平成 26 年度	100.0	92.4	75.4	22.8	100.0	84.5	3.6	96.4
平成 27 年度	100.0	85.5	75.0	25.0	100.0	78.2	6.0	94.0

注1:調査前々年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年間に出産した者、又は配偶者が出産した者がいた事業所を 100 として集計した。

注2:「育児休業者」は、調査前々年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの 1 年間に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始の予定の申出をしている者を含む。)をいう。

イ 育児休業者割合

① 女性

平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの 1 年間に在職中に出産した女性のうち、平成 27 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。)の割合は 81.5%と前回調査(平成 26 年度 86.6%)より 5.1 ポイント低下した(図 4, 付属統計表第 1 表)。

また、有期契約労働者の育児休業取得率は 73.4%で、前回調査(同 75.5%)より 2.1 ポイント低下した(表 6, 付属統計表第 2 表)。

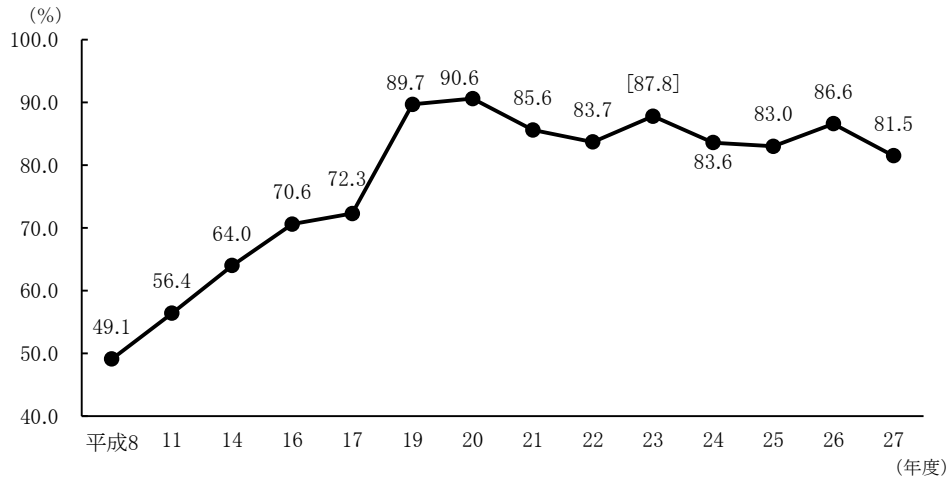
② 男性

平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日までの 1 年間に配偶者が出産した男性のうち、平成 27 年 10 月 1 日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。)の割合は 2.65%で、前回調査(同 2.30%)より 0.35 ポイント上昇した(図 4, 付属統計表第 1 表)。

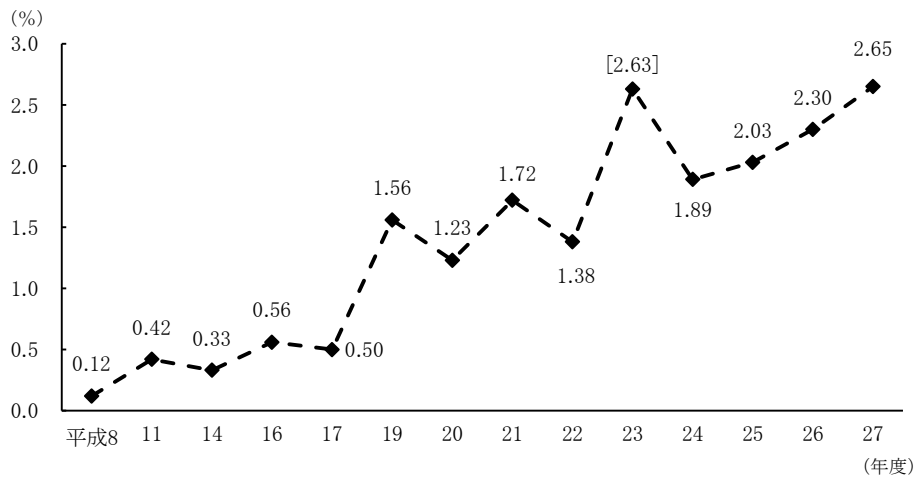
また、男性の有期契約労働者の育児休業取得率は 4.05%で、前回調査(同 2.13%)より 1.92 ポイント上昇した(表 6, 付属統計表第 2 表)。

(女性)

図4 育児休業取得率の推移



(男性)



注:平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

表6 有期契約労働者の育児休業取得率

(%)

	平成17年度	20年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
女性	51.5	86.6	71.7	[80.7]	71.4	69.8	75.5	73.4
男性	0.10	0.30	2.02	[0.06]	0.24	0.78	2.13	4.05

注:平成23年度の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

育児休業取得率 = $\frac{\text{出産者のうち、調査時点までに育児休業を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)の数}}{\text{調査前年度1年間(※)の出産者(男性の場合は配偶者が出産した者)の数}}$
 (※)平成23年度以降調査においては、調査前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間。

ウ 配偶者出産者の世帯別の状況

平成25年10月1日から平成26年9月30日までの1年間に、配偶者が出産した男性について、世帯の状況をみると、専業主婦世帯の夫の割合は51.6%であり、そのうち平成27年10月1日までに育児休業を開始した者(育児休業の申出をしている者を含む。)の割合は2.22%であった(表7, 付属統計表第3表)。

表7 専業主婦世帯の夫のうち、育児休業者割合 (%)

	専業主婦世帯の夫計		育児休業者
	[51.6]	100.0	2.22
平成27年度			

注:[]内の割合は、配偶者が出産した男性労働者のうち、専業主婦世帯の夫の割合である。

エ 育児休業終了後の復職状況

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職予定であった女性のうち、実際に復職した者の割合は92.8%（平成24年度89.8%）、退職した者の割合は7.2%（同10.2%）であった。男性については復職した者の割合は99.9%（同99.6%）、退職した者の割合は0.1%（同0.4%）であった（表8）。

表8 育児休業終了後の復職者及び退職者割合 (%)

	女性			男性		
	育児休業者計	復職者	退職者	育児休業者計	復職者	退職者
平成24年度	100.0	89.8	10.2	100.0	99.6	0.4
平成27年度	100.0	92.8	7.2	100.0	99.9	0.1

注1:「育児休業者」は、調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職予定であった者をいう。

注2:同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上し、同一労働者が期間を継続延長した場合は1人として計上した。

オ 育児休業の取得期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職した女性の育児休業期間は、「10か月～12か月未満」が31.1%（平成24年度33.8%）と最も高く、次いで「12か月～18か月未満」27.6%（同22.4%）、「8か月～10か月未満」12.7%（同13.7%）の順となっている。

一方、男性は「5日未満」が56.9%（平成24年度41.3%）と最も高く、1か月未満が8割を超えている（表9、図5）。

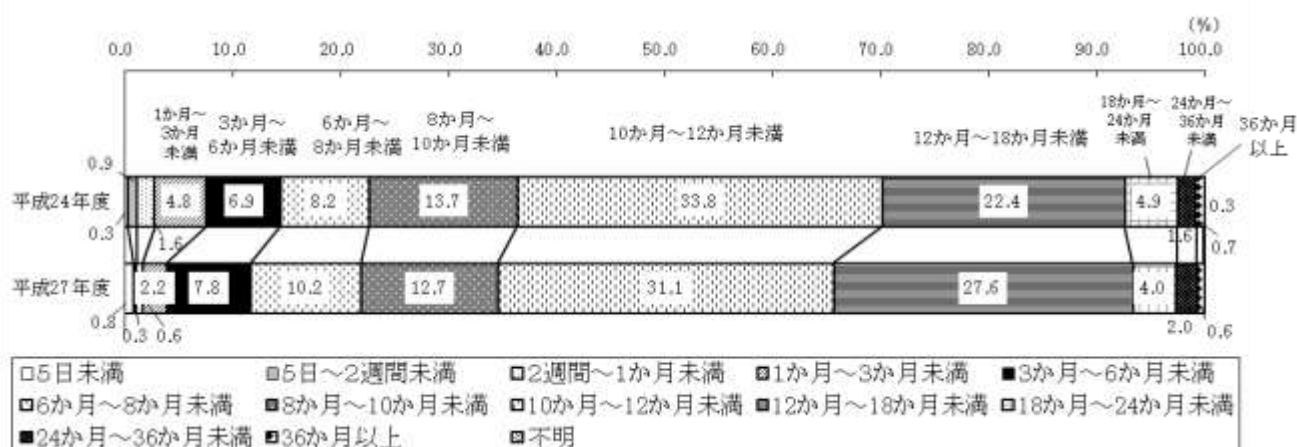
表9 取得期間別育児休業後復職者割合 (%)

	育児休業後復職者計	5日未満	5日～2週間未満	2週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～8か月未満	8か月～10か月未満	10か月～12か月未満	12か月～18か月未満	18か月～24か月未満	24か月～36か月未満	36か月以上	不明	
		女性	平成24年度	100.0	0.3	0.9	1.6	4.8	6.9	8.2	13.7	33.8	22.4	4.9	1.6
	平成27年度	100.0	0.8	0.3	0.6	2.2	7.8	10.2	12.7	31.1	27.6	4.0	2.0	0.6	—
男性	平成24年度	100.0	41.3	19.4	14.8	17.9	2.2	1.4	0.4	2.1	0.3	0.2	—	—	—
	平成27年度	100.0	56.9	17.8	8.4	12.1	1.6	0.2	0.7	0.1	2.0	0.0	—	—	—

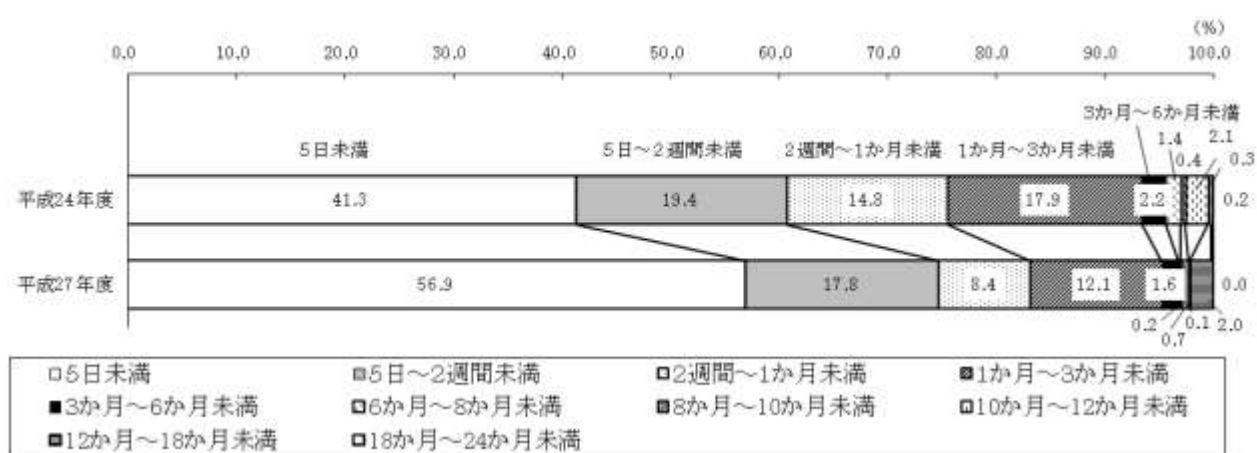
注:「育児休業後復職者」は、調査前年度1年間に育児休業を終了し、復職した者をいう。

図5 男女別、取得期間別育児休業後復職者割合

(女性)



(男性)



カ パパ・ママ育休プラス¹の利用状況

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職した女性労働者がいた事業所のうち、「パパ・ママ育休プラス」を利用して1歳を超えた時期まで育児休業を取得した者がいた事業所の割合は2.9%であった(表10)。

また、女性の復職者のうち、パパ・ママ育休プラスの利用者割合は1.9%であった(表11, 付属統計表第4表)。

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間に育児休業を終了し、復職した男性労働者がいた事業所のうち、「パパ・ママ育休プラス」を利用して1歳を超えた時期まで育児休業を取得した者がいた事業所の割合は5.1%であった(表10)。

また、男性の復職者のうち、パパ・ママ育休プラスの利用者割合は3.0%であった(表11, 付属統計表第4表)。

¹ 「パパ・ママ育休プラス」とは、両親がともに育児休業を取得する場合に、育児休業の対象となる子の年齢について、「原則1歳まで」となるところを「原則1歳2か月まで」に延長する制度をいう。

表 10 パパ・ママ育休プラス利用者の有無別事業所割合 (%)

	女性			男性		
	育児休業後復職者がいた事業所計	利用者あり	利用者なし	育児休業後復職者がいた事業所計	利用者あり	利用者なし
平成 27 年度	100.0	2.9	97.1	100.0	5.1	94.8

注1:「育児休業後復職者」は、調査前年度1年間(平成 26 年4月1日から平成 27 年3月 31 日)に育児休業を終了し、復職した者をいう。

注2:「利用者」は、育児休業後復職者のうち、子が1歳を超えた時期まで育児休業を取得した者をいう。

注3:育児休業後復職者がいた事業所には、「利用者不明の事業所」を含む。

表 11 パパ・ママ育休プラスの利用者割合 (%)

	男女計		女性		男性	
	育児休業後復職者計	利用者	育児休業後復職者計	利用者	育児休業後復職者計	利用者
平成 27 年度	100.0	2.0	100.0	1.9	100.0	3.0

注1:「育児休業後復職者」は、調査前年度1年間(平成 26 年4月1日から平成 27 年3月 31 日)に育児休業を終了し、復職した者をいう。

注2:「利用者」は、育児休業後復職者のうち、子が1歳を超えた時期まで育児休業を取得した者をいう。

注3:育児休業後復職者がいた事業所には、「利用者不明の事業所」を含む。

2 働きながら子の養育を行う労働者に対する援助の措置に関する事項

(1) 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況

ア 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無、利用可能期間

育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は61.3%となっており、前回調査（平成26年度）と同率であった。

産業別にみると、複合サービス事業(97.3%)、金融業、保険業(94.9%)、電気・ガス・熱供給・水道業(87.9%)において制度がある事業所の割合が高くなっている。

規模別にみると、500人以上で99.2%、100～499人で95.2%、30～99人で80.9%、5～29人で56.7%と規模が大きくなるほど制度がある事業所割合が高くなっている。

育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所において、最長で子が何歳になるまで利用できるかについてみると、「3歳に達するまで」が最も高く39.0%（平成26年度38.8%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が32.5%（同32.7%）、「小学校卒業以降も利用可能」が8.3%（同9.7%）となっている。「小学校就学の始期に達するまで」以上としている事業所割合は54.1%（同54.6%）で、全事業所に対する割合では33.2%（同33.5%）と、前回調査に比べ0.3ポイント低下した（表12、付属統計表第5表）。

表12 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合（%）

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間							制度なし	不明
			3歳に達するまで ①	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで ②	小学校就学の始期に達するまで ③	小学校入学～小学校3年生（又は9歳）まで ④	小学校4年生～小学校卒業（又は12歳）まで ⑤	小学校卒業以降も利用可能 ⑥	【再掲】「小学校就学の始期に達するまで」以上 ③～⑥		
平成25年度	100.0	62.1 (100.0)	24.4 (39.3)	3.7 (6.0)	20.9 (33.7)	4.1 (6.6)	2.8 (4.6)	6.1 (9.8)	33.9 (54.7)	37.7	0.2
平成26年度	100.0	61.3 (100.0)	23.8 (38.8)	4.0 (6.5)	20.1 (32.7)	4.7 (7.6)	2.9 (4.7)	5.9 (9.7)	33.5 (54.6)	37.8	0.9
平成27年度	100.0	61.3 (100.0)	23.9 (39.0)	4.3 (7.0)	20.0 (32.5)	4.5 (7.3)	3.6 (5.9)	5.1 (8.3)	33.2 (54.1)	38.6	0.0

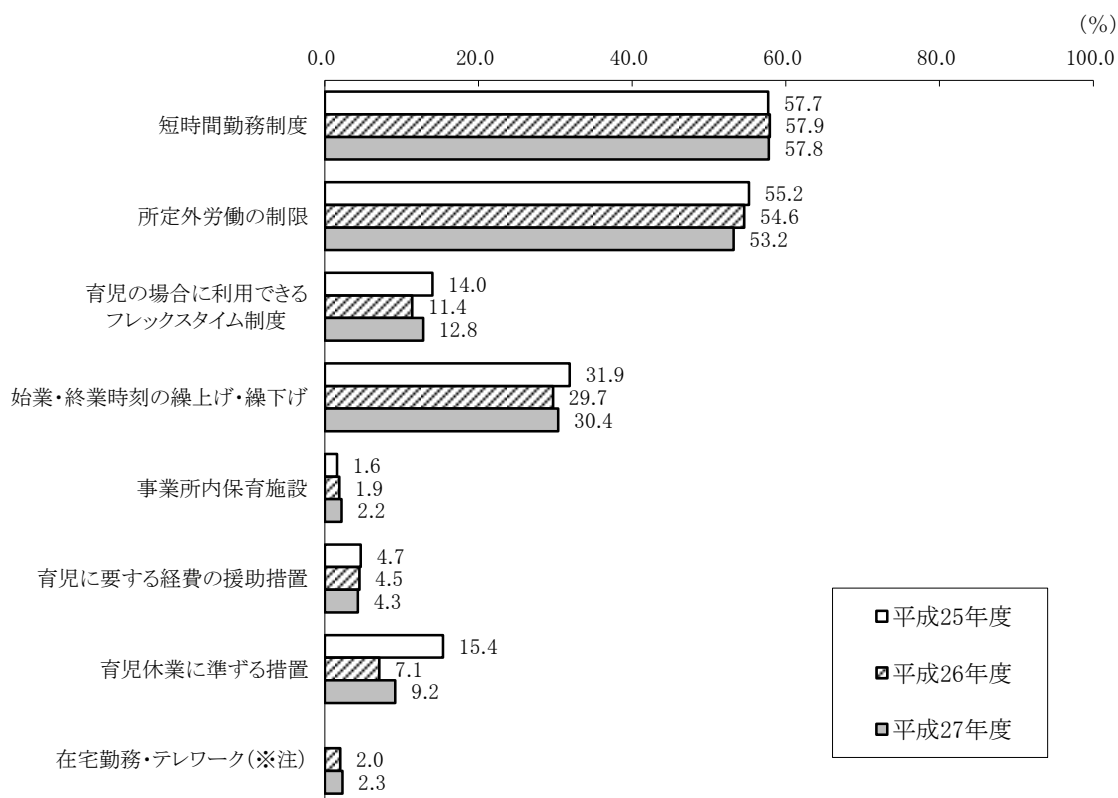
平成21年6月の育児・介護休業法改正前は、事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者について、短時間勤務制度、所定外労働（残業）免除制度、フレックスタイム制度、時差出勤の制度、事業所内保育施設の設置運営などから1つを選択して、制度を設けることが義務付けられていました。

改正後は、事業主は、3歳に満たない子を養育する労働者について、労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度（1日原則6時間）を設けることが義務付けられました。また、3歳までの子を養育する労働者は、請求すれば所定外労働（残業）が免除されます（平成22年6月30日施行。ただし、常時100人以下の労働者を雇用する事業主は平成24年7月1日施行。）。

イ 育児のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況

育児のための所定労働時間の短縮措置等の各種制度の導入状況（複数回答）をみると、多い順に「短時間勤務制度」が57.8%（平成26年度57.9%）、「所定外労働の制限」が53.2%（同54.6%）、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が30.4%（同29.7%）となっている（図6）。

図6 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況（複数回答）



※注:平成25年度以前は調査項目なし。

「制度あり」と回答している事業所において、主な措置の最長利用可能期間の状況を見ると、「短時間勤務制度」については、「3歳に達するまで」が最も高く59.7%（平成26年度61.7%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が19.8%（同19.6%）であり、「小学校就学の始期に達するまで」以上としている事業所割合は36.6%（同35.0%）となっている。

「所定外労働の制限」については、「3歳に達するまで」が最も高く46.8%（平成26年度48.4%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が35.2%（同35.1%）であり、「小学校就学の始期に達するまで」以上としている事業所割合は46.5%（同46.0%）となっている。

「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」については、「3歳に達するまで」が最も高く49.0%（平成26年度50.9%）、次いで「小学校就学の始期に達するまで」が21.4%（同19.8%）であり、「小学校就学の始期に達するまで」以上としている事業所割合は45.1%（同45.2%）となっている（表13）。

表 13 育児のための所定労働時間の短縮措置等の各制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合 (%)

		事業所計	制度あり	最長利用可能期間						【再掲】 「小学校就学の始期に達するまで」以上
				3歳に達するまで	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで	小学校就学の始期に達するまで	小学校入学～小学校3年生(又は9歳)まで	小学校4年生～小学校卒業(又は12歳)まで	小学校卒業以降も利用可能	
				①	②	③	④	⑤	⑥	③～⑥
短時間勤務制度	平成25年度	100.0	57.7 (100.0)	35.5 (61.6)	1.9 (3.4)	11.2 (19.4)	3.9 (6.8)	2.8 (4.9)	2.3 (3.9)	20.2 (35.0)
	平成26年度	100.0	57.9 (100.0)	35.7 (61.7)	1.9 (3.3)	11.3 (19.6)	4.6 (7.9)	2.3 (4.0)	2.1 (3.6)	20.3 (35.0)
	平成27年度	100.0	57.8 (100.0)	34.5 (59.7)	2.1 (3.7)	11.4 (19.8)	5.1 (8.8)	3.1 (5.3)	1.6 (2.7)	21.2 (36.6)
所定外労働の制限	平成25年度	100.0	55.2 (100.0)	25.6 (46.3)	3.3 (6.0)	19.9 (36.1)	2.2 (4.0)	2.2 (4.1)	2.0 (3.5)	26.3 (47.7)
	平成26年度	100.0	54.6 (100.0)	26.4 (48.4)	3.1 (5.6)	19.2 (35.1)	2.0 (3.6)	1.7 (3.0)	2.4 (4.3)	25.1 (46.0)
	平成27年度	100.0	53.2 (100.0)	24.9 (46.8)	3.5 (6.6)	18.8 (35.2)	2.1 (4.0)	2.3 (4.3)	1.6 (2.9)	24.8 (46.5)
育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	平成25年度	100.0	14.0 (100.0)	6.5 (46.5)	1.0 (7.0)	2.4 (17.1)	0.7 (4.7)	0.9 (6.7)	2.5 (18.0)	6.5 (46.5)
	平成26年度	100.0	11.4 (100.0)	4.7 (41.2)	0.7 (5.8)	1.6 (14.4)	0.9 (8.3)	0.7 (6.4)	2.7 (24.0)	6.0 (53.0)
	平成27年度	100.0	12.8 (100.0)	5.1 (39.4)	0.8 (6.4)	2.7 (21.3)	1.1 (8.4)	1.1 (8.7)	2.0 (15.9)	7.0 (54.2)
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	平成25年度	100.0	31.9 (100.0)	16.3 (51.2)	1.7 (5.3)	6.6 (20.7)	1.7 (5.2)	1.8 (5.8)	3.8 (11.8)	13.9 (43.5)
	平成26年度	100.0	29.7 (100.0)	15.1 (50.9)	1.2 (4.0)	5.9 (19.8)	2.2 (7.2)	1.5 (5.0)	3.9 (13.1)	13.4 (45.2)
	平成27年度	100.0	30.4 (100.0)	14.9 (49.0)	1.8 (5.9)	6.5 (21.4)	2.5 (8.1)	2.0 (6.7)	2.7 (8.9)	13.7 (45.1)
事業所内保育施設	平成25年度	100.0	1.6 (100.0)	0.6 (39.0)	0.2 (14.9)	0.6 (40.1)	0.0 (1.8)	0.1 (4.1)	0.0 (0.1)	0.7 (46.1)
	平成26年度	100.0	1.9 (100.0)	0.9 (46.5)	0.2 (11.1)	0.5 (27.9)	0.1 (6.9)	0.0 (1.8)	0.1 (5.7)	0.8 (42.4)
	平成27年度	100.0	2.2 (100.0)	0.7 (30.8)	0.3 (14.9)	0.9 (39.0)	0.0 (1.7)	0.1 (5.5)	0.2 (8.1)	1.2 (54.3)
育児に要する経費の援助措置	平成25年度	100.0	4.7 (100.0)	1.1 (22.6)	0.3 (7.3)	1.1 (23.5)	0.9 (19.8)	0.4 (9.3)	0.8 (17.4)	3.3 (70.0)
	平成26年度	100.0	4.5 (100.0)	1.1 (23.8)	0.2 (3.7)	0.7 (15.7)	1.3 (28.7)	0.4 (8.3)	0.9 (19.8)	3.2 (72.6)
	平成27年度	100.0	4.3 (100.0)	1.2 (28.5)	0.3 (6.4)	0.9 (20.7)	0.8 (17.8)	0.5 (12.1)	0.6 (14.5)	2.8 (65.2)
育児休業に準ずる措置	平成25年度	100.0	15.4 (100.0)	11.2 (72.9)	0.6 (4.0)	2.2 (14.3)	0.4 (2.9)	0.5 (3.0)	0.5 (2.9)	3.5 (23.1)
	平成26年度	100.0	7.1 (100.0)	4.9 (68.8)	0.6 (8.2)	0.7 (10.0)	0.3 (3.8)	0.1 (1.0)	0.6 (8.2)	1.6 (23.0)
	平成27年度	100.0	9.2 (100.0)	6.4 (69.0)	0.6 (6.9)	1.0 (11.0)	0.3 (3.4)	0.3 (3.5)	0.6 (6.2)	2.2 (24.1)
在宅勤務・テレワーク	平成26年度	100.0	2.0 (100.0)	0.9 (46.8)	- (-)	0.2 (9.5)	0.1 (3.4)	0.1 (5.8)	0.7 (34.4)	1.1 (53.2)
	平成27年度	100.0	2.3 (100.0)	0.8 (37.3)	0.1 (3.9)	0.2 (8.7)	0.3 (11.5)	0.3 (11.7)	0.6 (26.9)	1.3 (58.8)

注:「在宅勤務・テレワーク」は、平成25年度以前は調査項目なし。

ウ 育児のための短時間勤務制度の短縮時間分賃金の取扱い

育児のための「短時間勤務制度」を導入している事業所において、短時間勤務により短縮した時間についての賃金の取扱いについては「無給」が84.3%（平成23年度75.8%）で最も多く、「有給」が8.4%（同10.9%）、「一部有給」が7.4%（同12.8%）となっている（表14）。

表14 育児のための短時間勤務制度の短縮時間分賃金の取扱い別事業所割合（%）

	短時間勤務制度 がある事業所計	有給	一部有給	無給	不明
平成23年度	100.0	10.9	12.8	75.8	0.5
平成27年度	100.0	8.4	7.4	84.3	—

注：平成23年度の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

(2) 育児のための所定労働時間の短縮措置等の利用状況

ア 各制度の利用状況別事業所割合

育児のための所定労働時間短縮措置等の各制度を導入している事業所のうち、制度の利用者（平成26年10月1日から平成27年9月30日までの間に制度の利用を開始した者（開始予定の申出をしている者を含む。）をいう。以下同じ。）がいた事業所の割合を措置ごとにみると、「事業所内保育施設」25.1%、「短時間勤務制度」13.3%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」11.5%、「育児に要する経費の援助措置」8.1%、「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」7.0%、「所定外労働の制限」6.9%、「在宅勤務・テレワーク」4.6%、「育児休業に準ずる措置」4.3%となっている。

利用者がいた事業所において、主な措置の利用状況をみると、「事業所内保育施設」については、男女とも利用者がいた事業所の割合は14.7%、女性のみ利用者がいた事業所の割合は85.1%、男性のみ利用者がいた割合は0.2%であった。

「短時間勤務制度」については、男女とも利用者がいた事業所の割合は1.1%、女性のみ利用者がいた事業所の割合は98.2%、男性のみ利用者がいた割合は0.6%であった。

「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」については、男女とも利用者がいた事業所の割合は6.7%、女性のみ利用者がいた事業所の割合は92.8%、男性のみ利用者がいた事業所の割合は0.5%であった（表15）。

表 15 育児のための所定労働時間の短縮措置等の各制度の利用状況別事業所割合

(%)

	制度がある事業所計	利用者あり	男女とも利用者あり	女性のみ利用者あり	男性のみ利用者あり	利用者なし	不明
短時間勤務制度 平成 27 年度	100.0	13.3 (100.0)	0.2 (1.1)	13.0 (98.2)	0.1 (0.6)	86.7	0.0
所定外労働の制限 平成 27 年度	100.0	6.9 (100.0)	0.1 (1.8)	6.6 (96.6)	0.1 (1.6)	93.1	0.1
育児の場合に利用できるフレックスタイム制度 平成 27 年度	100.0	7.0 (100.0)	1.1 (16.0)	5.6 (80.1)	0.3 (3.9)	92.9	0.1
始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ 平成 27 年度	100.0	11.5 (100.0)	0.8 (6.7)	10.7 (92.8)	0.1 (0.5)	88.5	0.0
事業所内保育施設 平成 27 年度	100.0	25.1 (100.0)	3.7 (14.7)	21.3 (85.1)	0.0 (0.2)	74.9	0.0
育児に要する経費の援助措置 平成 27 年度	100.0	8.1 (100.0)	1.0 (12.2)	5.8 (70.8)	1.4 (17.1)	91.3	0.6
育児休業に準ずる措置 平成 27 年度	100.0	4.3 (100.0)	0.0 (0.7)	4.3 (99.3)	- (-)	95.5	0.2
在宅勤務・テレワーク 平成 27 年度	100.0	4.6 (100.0)	0.2 (3.9)	2.8 (61.6)	1.6 (34.5)	95.0	0.4

注:「利用者」は、平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に、各制度の利用を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)をいう。

イ 利用の内訳

育児のための所定労働時間の短縮措置等の各制度がある事業所における制度利用者の利用内訳をみると、女性については「短時間勤務制度」が 39.0%と最も高く、次いで、「事業所内保育施設」17.7%、「所定外労働の制限」15.2%の順となっている。

一方、男性については、「育児の場合に利用できるフレックスタイム制度」60.8%が最も高く、次いで、「事業所内保育施設」13.4%となっている(表 16)。

表 16 育児のための所定労働時間の短縮措置等の各制度の利用内訳

(%)

	各制度がある事業所における制度利用者計	短時間勤務制度	所定外労働の制限	育児の場合に利用できるフレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	事業所内保育施設	育児に要する経費の援助措置	育児休業に準ずる措置	在宅勤務・テレワーク
女性 平成 27 年度	100.0	39.0	15.2	8.3	13.9	17.7	2.9	2.3	0.8
男性 平成 27 年度	100.0	7.0	3.6	60.8	7.0	13.4	4.9	0.1	3.2

注1「利用者」は、平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日までの間に各制度の利用を開始した者(開始予定の申出をしている者を含む。)をいう。

注2:同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上し、同一労働者が2つ以上の制度を利用した場合は、それぞれに1人として計上した。

3 介護休業制度

(1) 介護休業制度の利用状況

ア 介護休業者の有無別事業所割合

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に介護休業を取得した者がいた事業所の割合は1.3%（平成25年度1.4%）であった。介護休業者がいた事業所のうち、男女ともに介護休業者がいた事業所の割合は1.1%（同1.6%）、女性のみいた事業所の割合は74.4%（同82.3%）、男性のみいた事業所の割合は24.5%（同16.2%）であった（表17）。

表17 介護休業取得状況別事業所割合 (%)

	事業所計	介護休業者あり	男女とも介護休業者あり	女性のみ介護休業者あり	男性のみ介護休業者あり	介護休業者なし	不明
平成25年度	100.0	1.4 (100.0)	0.0 (1.6)	1.2 (82.3)	0.2 (16.2)	98.6	0.0
平成27年度	100.0	1.3 (100.0)	0.0 (1.1)	1.0 (74.4)	0.3 (24.5)	98.7	0.0

イ 介護休業者割合

常用労働者に占める介護休業者割合は、0.06%（平成25年度0.06%）であり、男女別にみると、女性は0.11%（同0.11%）、男性は0.03%（同0.02%）となっている。また、介護休業者の男女比は、女性74.0%（同82.4%）、男性26.0%（同17.6%）であった（表18, 附属統計表第6表）。

表18 介護休業者割合 (%)

	男女計		女性		男性	
	常用労働者計	介護休業者	女性常用労働者計	介護休業者	男性常用労働者計	介護休業者
平成25年度	100.0	0.06	100.0	0.11	100.0	0.02
平成27年度	100.0	0.06	100.0	0.11	100.0	0.03

注1:「介護休業者」は、調査前年度1年間に介護休業を開始した者をいう。

注2: 同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上し、同一労働者が期間を継続延長した場合は1人として計上した。

介護休業者の男女割合 (%)

	介護休業者計	女性	男性
平成25年度	100.0	82.4	17.6
平成27年度	100.0	74.0	26.0

ウ 介護休業の取得期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間に介護休業を終了し、復職した者の介護休業期間は、「1週間未満」が31.8%（平成24年度14.1%）と最も高く、次いで「1か月～3か月未満」が31.7%（同29.6%）、「3か月～6か月未満」が13.4%（同15.4%）、「6か月～1年未満」が7.5%（同15.8%）の順となっている（表19）。

表 19 取得期間別介護休業後復職者割合

(%)

		介護休業 後復職者 計	1週間 未満	1週間 ～ 2週間 未満	2週間 ～ 1か月 未満	1か月 ～ 3か月 未満	3か月 ～ 6か月 未満	6か月 ～ 1年未満	1年以上
男女計	平成 24 年度	100.0	14.1	3.8	20.4	29.6	15.4	15.8	0.9
	平成 27 年度	100.0	31.8	5.2	6.5	31.7	13.4	7.5	3.9
女性	平成 24 年度	100.0	14.8	4.6	18.7	22.7	18.0	20.3	1.0
	平成 27 年度	100.0	24.8	1.9	9.6	37.2	10.4	10.6	5.5
男性	平成 24 年度	100.0	11.7	1.3	26.3	52.2	6.9	1.0	0.5
	平成 27 年度	100.0	46.2	12.1	0.1	20.2	19.8	1.1	0.5

注1:「介護休業後復職者」は、調査前年度1年間に介護休業を終了し、復職した者をいう。

注2:同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上し、同一労働者が期間を継続延長した場合は1人として計上した。

Ⅱ 母性保護制度等に関する事項

1 労働基準法に基づく母性保護制度の規定状況

(1) 産前産後休業の休業期間

産前産後に関する休業期間の規定について、「単胎妊娠（以下「単胎」という。）及び多胎妊娠（以下「多胎」という。）ともに法定どおり」（単胎：産前6週間産後8週間、多胎産前14週間産後8週間）とする事業所は91.7%、「単胎のみ法定を上回る規定あり」とする事業所の割合は2.0%、「多胎のみ法定を上回る規定あり」とする事業所の割合は3.9%、「単胎・多胎ともに法定を上回る規定あり」とする事業所の割合は2.2%であった（表20）。

表20 産前産後休業期間別事業所割合 (%)

	事業所計	単胎・多胎ともに法定どおり	単胎のみ法定を上回る規定あり	多胎のみ法定を上回る規定あり	単胎・多胎ともに法定を上回る規定あり	不明
平成27年度	100.0	91.7	2.0	3.9	2.2	0.2

(2) 休業期間中の賃金の取扱い

ア 産前産後休業

産前産後休業期間中の賃金を「有給」とする事業所の割合は18.5%（平成19年度28.1%）で、そのうち63.9%（同60.2%）が「全期間100%支給」としている（表21、図7）。

表21 産前産後休業中の賃金の有無別事業所割合 (%)

	事業所計	有給		全期間100%支給	その他	無給	不明
平成19年度	100.0	28.1	(100.0)	(60.2)	(39.8)	69.9	2.0
平成27年度	100.0	18.5	(100.0)	(63.9)	(36.1)	81.4	0.2

イ 育児時間

育児時間中の賃金を「有給」とする事業所の割合は17.4%（平成19年度36.1%）で、そのうち65.9%（同67.4%）が「全期間100%支給」としている（表22、図7）。

表22 育児時間中の賃金の有無別事業所割合 (%)

	事業所計	有給		全期間100%支給	その他	無給	不明
平成19年度	100.0	36.1	(100.0)	(67.4)	(32.6)	61.5	2.4
平成27年度	100.0	17.4	(100.0)	(65.9)	(34.1)	82.4	0.2

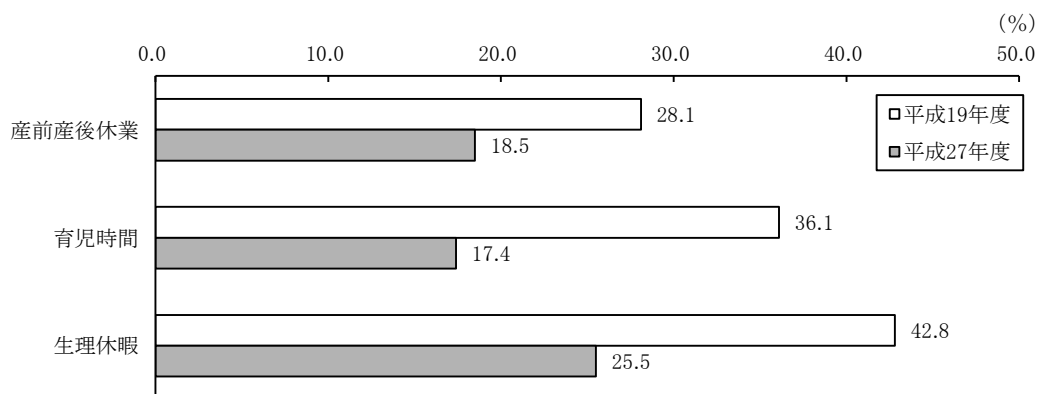
ウ 生理休暇

生理休暇中の賃金を「有給」とする事業所の割合は25.5%（平成19年度42.8%）で、そのうち70.6%（同70.0%）が「全期間100%支給」としている（表23、図7）。

表 23 生理休暇中の賃金の有無別事業所割合 (%)

	事業所計	有給		全期間 100%支給	その他	無給	不明
平成 19 年度	100.0	42.8	(100.0)	(70.0)	(30.0)	54.8	2.4
平成 27 年度	100.0	25.5	(100.0)	(70.6)	(29.4)	74.3	0.2

図 7 母性保護制度利用中に賃金支給がある事業所割合



2 労働基準法に基づく母性保護制度の利用状況

(1) 育児時間の請求

平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日の間に出産し、出産後職場復帰（育児休業後職場復帰した者も含む。）した女性労働者がいた事業所のうち、平成 27 年 10 月 1 日までの間に育児時間の請求者がいた事業所の割合は 11.9%（平成 19 年度 18.5%）であった。

出産者のうち、育児時間の請求をした者の割合は 9.7%であった。

(2) 生理休暇の請求

女性労働者がいる事業所のうち、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に生理休暇の請求者がいた事業所の割合は 2.2%（平成 19 年度 5.4%）であった。

女性労働者のうち、生理休暇を請求した者の割合は 0.9%であった。

Ⅲ 短時間正社員制度に関する事項

1 短時間正社員制度の導入状況

フルタイム正社員より一週間の所定労働時間が短い又は所定労働日数が少ない正社員として勤務することができる「短時間正社員制度（育児・介護のみを理由とする短時間・短日勤務は除く。）」がある事業所の割合は15.0%と前回調査（平成26年度14.8%）に比べ0.2ポイント上昇した。

産業別にみると、複合サービス事業（36.6%）、情報通信業（22.3%）、教育、学習支援業（20.0%）で制度がある事業所割合が比較的高くなっている（表24、付属統計表第7表）。

表24 短時間正社員制度の有無別事業所割合 (%)

	事業所計	制度あり	制度なし	不明
平成25年度	100.0	20.1	79.9	0.1
平成26年度	100.0	14.8	84.7	0.5
平成27年度	100.0	15.0	85.0	0.0

2 短時間正社員制度の利用状況

短時間正社員制度の規定がある事業所において、平成26年10月1日から平成27年9月30日までの間に、短時間正社員制度の利用者がいた事業所の割合は43.7%であった。短時間正社員制度の利用者がいた事業所のうち、男女ともに利用者がいた事業所の割合は10.7%、女性のみ利用者がいた事業所の割合は71.3%、男性のみ利用者がいた事業所の割合は18.0%であった（表25）。

表25 短時間正社員制度の利用状況別事業所割合（複数回答） (%)

	短時間正社員制度の規定がある事業所計	利用者あり	利用状況（複数回答）			利用者なし	不明
			男女とも利用者あり	女性のみ利用者あり	男性のみ利用者あり		
平成27年度	100.0	43.7	4.7	31.2	7.9	56.3	0.0
		(100.0)	(10.7)	(71.3)	(18.0)		

企業調査 付属統計表

第1表 役職別女性管理職を有する企業割合 (M. A.)

	企業計	(M. A.)						(%)	
		課長相当 職以上(役員 含む。)の女性管 理職 あり	係長相当 職以上(役員 含む。)の女性管 理職 あり	女性役員 あり	部長相当 職の女性 管理職 あり	課長相当 職の女性 管理職 あり	係長相当 職の女性 管理職 あり	課長相当 職以上 (役員含 む)の女 性管理職 なし	係長相当 職以上 (役員含 む)の女 性管理職 なし
総数									
10人以上	100.0	59.1	65.9	46.6	9.6	17.4	20.1	38.4	32.0
30人以上	100.0	59.0	70.5	40.0	12.7	26.2	33.9	39.9	28.7
産業									
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	42.9	50.8	36.6	3.9	8.7	12.8	56.4	48.4
建設業	100.0	54.0	58.0	46.5	7.1	9.9	8.8	42.0	38.2
製造業	100.0	54.0	61.9	43.1	6.4	13.8	20.8	43.2	35.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	29.9	45.5	16.8	2.7	15.3	25.1	68.4	52.8
情報通信業	100.0	58.9	71.2	22.9	18.3	34.9	31.3	40.9	28.8
運輸業、郵便業	100.0	50.8	56.0	44.4	2.2	6.0	9.8	45.7	41.1
卸売業、小売業	100.0	61.3	68.6	50.3	9.5	18.3	21.7	37.9	30.7
金融業、保険業	100.0	61.2	71.0	20.5	21.6	38.9	42.3	38.3	28.6
不動産業、物品賃貸業	100.0	53.7	64.8	38.6	16.1	23.6	27.5	43.1	34.8
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	58.5	65.7	32.2	13.3	27.9	22.3	39.8	32.6
宿泊業、飲食サービス業	100.0	70.7	74.4	55.6	10.2	17.8	22.7	26.3	22.7
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	69.4	80.9	54.0	21.1	30.6	33.1	27.2	17.9
教育、学習支援業	100.0	64.1	68.3	53.0	13.3	23.2	23.7	35.7	31.7
医療、福祉	100.0	86.5	88.7	55.6	29.9	50.4	33.7	12.0	9.8
複合サービス事業	100.0	50.0	100.0	33.3	-	16.7	66.7	50.0	-
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	58.1	64.7	50.3	8.2	13.0	17.4	38.4	32.6
企業規模									
5,000人以上	100.0	98.1	98.5	40.9	61.0	89.7	78.8	1.9	1.5
1,000～4,999人	100.0	75.1	91.9	14.5	37.5	67.5	70.5	24.4	8.1
300～999人	100.0	62.9	82.3	22.7	20.1	49.6	60.5	35.4	16.9
100～299人	100.0	55.0	72.8	30.6	13.9	29.6	47.4	44.2	26.8
30～99人	100.0	59.2	68.2	44.7	10.9	21.9	26.8	39.6	30.9
10～29人	100.0	59.2	63.4	50.1	8.0	12.6	12.6	37.6	33.8
30人以上（再掲）	100.0	59.0	70.5	40.0	12.7	26.2	33.9	39.9	28.7
労働組合の有無									
あり	100.0	44.7	62.2	21.0	11.8	24.7	38.8	53.5	36.5
なし	100.0	60.1	66.1	48.4	9.5	16.9	18.8	37.4	31.6

第2表 役職別女性管理職割合

(%)

	課長相当職以上(役員含む。)に占める女性の割合	係長相当職以上(役員含む。)に占める女性の割合	役員に占める女性の割合	部長相当職に占める女性の割合	課長相当職に占める女性の割合	係長相当職に占める女性の割合
総数						
10人以上	11.9	12.8	23.2	5.8	8.4	14.7
30人以上	7.8	10.2	16.0	4.3	7.0	13.9
産業						
鉱業, 採石業, 砂利採取業	7.6	7.8	15.4	1.9	4.3	8.4
建設業	9.0	8.8	20.3	3.5	3.7	8.1
製造業	7.7	8.0	20.5	2.9	4.2	8.5
電気・ガス・熱供給・水道業	2.0	2.8	7.2	1.0	1.7	3.5
情報通信業	8.7	10.8	12.2	5.3	9.6	14.1
運輸業, 郵便業	11.0	10.2	23.3	2.3	5.0	8.5
卸売業, 小売業	13.8	15.5	23.8	7.5	9.8	18.7
金融業, 保険業	7.5	15.7	6.6	3.7	8.9	30.9
不動産業, 物品賃貸業	10.9	12.7	19.5	6.5	9.0	18.3
学術研究, 専門・技術サービス業	8.4	9.9	13.3	4.2	8.3	13.7
宿泊業, 飲食サービス業	25.1	24.7	33.5	14.5	20.0	23.7
生活関連サービス業, 娯楽業	28.0	31.0	36.9	19.9	25.5	37.6
教育, 学習支援業	21.1	22.4	31.5	12.3	18.8	25.9
医療, 福祉	46.7	50.1	41.5	48.3	50.7	62.8
複合サービス事業	17.2	29.8	8.3	-	22.4	68.8
サービス業(他に分類されないもの)	14.7	15.6	26.3	6.3	10.2	17.9
企業規模						
5,000人以上	5.4	9.1	3.6	2.8	6.7	12.8
1,000~4,999人	4.2	8.8	2.0	2.1	5.1	14.2
300~999人	4.8	7.4	5.9	2.8	5.5	11.3
100~299人	6.4	8.8	10.7	4.3	5.9	12.8
30~99人	13.7	15.0	21.0	7.2	11.3	18.6
10~29人	22.7	22.5	29.2	11.2	17.4	21.8
30人以上(再掲)	7.8	10.2	16.0	4.3	7.0	13.9
労働組合の有無						
あり	4.5	8.0	7.7	2.3	5.0	12.4
なし	15.5	15.9	24.9	7.8	11.1	16.9

第3表 役職別女性昇進者を有する企業割合 (M. A.)

(%)

	企業計	課長相当職以上(役員含む。)への女性昇進者あり	係長相当職以上(役員含む。)への女性昇進者あり	(M. A.)				課長相当職以上(役員含む)への女性昇進者なし	係長相当職以上(役員含む)への女性昇進者なし
				女性役員への昇進者あり	部長相当職への女性昇進者あり	課長相当職への女性昇進者あり	係長相当職への女性昇進者あり		
総数									
10人以上	100.0	7.3	12.5	2.7	1.6	3.8	6.6	92.0	86.8
30人以上	100.0	11.0	20.7	2.5	2.5	7.0	12.7	88.5	78.6
産業									
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	2.4	3.9	0.2	-	2.4	1.5	97.6	96.1
建設業	100.0	5.1	7.7	2.8	0.7	1.9	3.3	94.3	91.5
製造業	100.0	7.3	12.3	3.0	1.0	3.7	6.1	91.8	86.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	6.6	16.8	1.9	2.7	3.2	12.2	92.0	81.8
情報通信業	100.0	11.4	21.7	0.2	3.3	8.9	13.4	88.2	78.0
運輸業、郵便業	100.0	4.6	7.2	1.9	0.2	2.7	3.3	94.5	92.0
卸売業、小売業	100.0	7.5	12.6	3.2	2.3	3.0	6.3	91.9	86.9
金融業、保険業	100.0	22.3	31.9	3.8	8.4	15.9	19.2	76.6	67.0
不動産業、物品賃貸業	100.0	11.0	17.8	4.6	1.7	6.3	8.7	85.8	80.4
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	6.0	11.9	1.0	2.4	3.2	6.8	94.0	88.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	4.5	12.1	0.4	0.8	4.1	9.0	95.5	87.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	9.1	19.7	3.1	4.0	5.3	13.3	90.9	80.3
教育、学習支援業	100.0	8.3	12.6	0.2	1.5	7.5	5.6	91.7	87.4
医療、福祉	100.0	14.2	21.8	2.2	2.4	10.1	12.6	84.2	76.7
複合サービス事業	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	9.1	12.8	4.3	2.2	3.0	4.6	90.8	87.2
企業規模									
5,000人以上	100.0	71.1	82.4	10.7	34.7	64.9	63.8	28.9	17.6
1,000~4,999人	100.0	39.4	61.5	1.3	11.4	35.7	46.1	59.9	38.5
300~999人	100.0	21.6	44.4	2.6	6.2	16.2	33.3	77.0	54.1
100~299人	100.0	12.7	27.8	2.2	2.3	9.1	18.7	86.6	71.3
30~99人	100.0	8.6	15.4	2.6	1.9	4.6	8.2	91.0	84.0
10~29人	100.0	5.3	8.1	2.7	1.1	2.1	3.2	94.0	91.3
30人以上(再掲)	100.0	11.0	20.7	2.5	2.5	7.0	12.7	88.5	78.6
労働組合の有無									
あり	100.0	12.0	23.6	2.1	2.2	8.9	16.6	87.6	76.0
なし	100.0	7.0	11.7	2.7	1.6	3.4	5.9	92.4	87.6

注：同一労働者が期間内に2回以上昇進した場合は、それぞれの役職区分で1人ずつ計上した。

第4表 役職別女性昇進者割合

(%)

	課長相当職以上(役員含む。)への女性昇進者割合	係長相当職以上(役員含む。)への女性昇進者割合	役員への女性昇進者割合	部長相当職への女性昇進者割合	課長相当職への女性昇進者割合	係長相当職への女性昇進者割合
総数						
10人以上	12.4	15.8	19.9	8.0	12.1	20.6
30人以上	9.4	13.7	11.5	6.3	10.5	19.2
産業						
鉱業，採石業，砂利採取業	4.2	5.3	1.0	-	9.2	12.5
建設業	8.7	10.3	20.7	4.7	6.0	13.4
製造業	8.7	10.1	21.1	4.2	7.2	11.9
電気・ガス・熱供給・水道業	2.3	4.0	4.4	2.7	2.1	5.6
情報通信業	11.7	16.0	1.1	7.4	15.2	22.0
運輸業，郵便業	9.2	10.5	10.9	1.2	12.2	12.2
卸売業，小売業	14.8	18.1	26.3	12.6	12.0	22.1
金融業，保険業	13.5	24.7	7.4	8.6	16.3	39.4
不動産業，物品賃貸業	16.3	18.7	25.1	6.5	16.5	23.1
学術研究，専門・技術サービス業	6.1	9.3	4.0	6.3	6.7	16.1
宿泊業，飲食サービス業	15.9	26.6	4.3	8.4	24.2	40.4
生活関連サービス業，娯楽業	29.9	42.6	29.8	27.6	31.2	57.2
教育，学習支援業	22.9	23.8	3.1	12.1	29.9	25.8
医療，福祉	42.5	49.2	31.7	23.8	57.7	59.9
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-
サービス業（他に分類されないもの）	16.1	17.3	24.0	14.1	12.4	19.3
企業規模						
5,000人以上	9.5	14.2	6.0	6.4	11.0	18.7
1,000～4,999人	5.9	10.9	1.4	3.1	7.5	16.6
300～999人	7.4	11.7	4.7	5.6	8.6	17.1
100～299人	8.9	12.9	9.5	5.3	10.4	17.7
30～99人	13.6	18.1	16.4	9.7	14.6	25.8
10～29人	22.4	24.4	28.4	14.8	20.8	29.4
30人以上（再掲）	9.4	13.7	11.5	6.3	10.5	19.2
労働組合の有無						
あり	6.4	10.9	10.1	3.3	7.4	16.2
なし	15.7	18.8	21.7	10.9	15.3	23.6

注：同一労働者が期間内に2回以上昇進した場合は、それぞれの役職区分で1人ずつ計上した。

事業所調査 付属統計表

第1表 育児休業者割合

(%)

	女性		男性		育児休業者計	女性	男性
	出産した女性労働者計	育児休業者	配偶者が出産した男性労働者計	育児休業者			
総数	100.0	81.5	100.0	2.65	100.0	94.4	5.6
産業							
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	38.2	100.0	0.40	100.0	91.3	8.7
建設業	100.0	68.7	100.0	0.04	100.0	99.6	0.4
製造業	100.0	79.9	100.0	2.12	100.0	92.6	7.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	91.5	100.0	0.64	100.0	97.2	2.8
情報通信業	100.0	92.2	100.0	2.47	100.0	92.5	7.5
運輸業，郵便業	100.0	82.4	100.0	2.23	100.0	81.8	18.2
卸売業，小売業	100.0	72.7	100.0	1.57	100.0	95.2	4.8
金融業，保険業	100.0	93.7	100.0	9.66	100.0	90.4	9.6
不動産業，物品賃貸業	100.0	90.9	100.0	0.12	100.0	99.7	0.3
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	66.8	100.0	1.47	100.0	96.6	3.4
宿泊業，飲食サービス業	100.0	63.2	100.0	0.27	100.0	99.6	0.4
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	85.8	100.0	24.72	100.0	80.8	19.2
教育，学習支援業	100.0	88.0	100.0	1.28	100.0	98.0	2.0
医療，福祉	100.0	89.4	100.0	6.41	100.0	97.2	2.8
複合サービス事業	100.0	75.7	100.0	0.45	100.0	99.5	0.5
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	85.0	100.0	1.01	100.0	97.5	2.5
事業所規模							
500人以上	100.0	93.8	100.0	2.59	100.0	95.7	4.3
100～499人	100.0	93.2	100.0	2.54	100.0	95.4	4.6
30～99人	100.0	87.6	100.0	1.94	100.0	96.0	4.0
5～29人	100.0	67.9	100.0	3.13	100.0	92.0	8.0
30人以上（再掲）	100.0	91.1	100.0	2.30	100.0	95.7	4.3
労働組合の有無							
あり	100.0	86.7	100.0	2.27	100.0	95.2	4.8
なし	100.0	78.5	100.0	2.89	100.0	93.9	6.1
育児休業制度の規定の有無							
あり	100.0	87.7	100.0	2.41	100.0	95.4	4.6
なし	100.0	30.9	100.0	4.20	100.0	76.4	23.6
不明	100.0	100.0	-	-	100.0	100.0	-

注：「育児休業者」は、平成25年10月1日～平成26年9月30日に出産した者又配偶者が出産した者のうち、調査時点（平成27年10月1日）までに育児休業を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む。）の割合である。

第2表 有期契約労働者の育児休業者割合

(%)

	女性			男性			育児休業者計	女性	男性
	出産した女性労働者計	制度の対象となる有期契約労働者	育児休業者	配偶者が出産した男性労働者計	制度の対象となる有期契約労働者	育児休業者			
総数	100.0	86.9 (100.0)	73.4 (84.5)	100.0	73.1 (100.0)	4.05 (5.5)	100.0	94.8	5.2
産業									
鉱業、採石業、砂利採取業	* 100.0	* 100.0 *(100.0)	* 100.0 *(100.0)	100.0	90.9 (100.0)	- (-)	* 100.0	* 100.0	-
建設業	100.0	73.8 (100.0)	73.8 (100.0)	100.0	58.7 (100.0)	- (-)	100.0	100.0	-
製造業	100.0	98.2 (100.0)	45.6 (46.5)	100.0	76.3 (100.0)	- (-)	100.0	100.0	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	93.2 (100.0)	100.0 (107.3)	100.0	97.7 (100.0)	- (-)	100.0	100.0	-
情報通信業	100.0	99.3 (100.0)	91.1 (91.7)	100.0	54.1 (100.0)	- (-)	100.0	100.0	-
運輸業、郵便業	100.0	61.4 (100.0)	71.6 (116.7)	100.0	53.5 (100.0)	8.89 (16.6)	100.0	59.8	40.2
卸売業、小売業	100.0	84.8 (100.0)	64.5 (76.1)	100.0	79.0 (100.0)	3.63 (4.6)	100.0	95.3	4.7
金融業、保険業	100.0	93.7 (100.0)	89.2 (95.1)	100.0	99.9 (100.0)	11.06 (11.1)	100.0	92.1	7.9
不動産業、物品賃貸業	100.0	98.1 (100.0)	98.1 (100.0)	100.0	74.7 (100.0)	- (-)	100.0	100.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	97.1 (100.0)	89.9 (92.6)	100.0	66.1 (100.0)	2.24 (3.4)	100.0	98.9	1.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	99.8 (100.0)	96.6 (96.8)	100.0	70.6 (100.0)	- (-)	100.0	100.0	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	82.2 (100.0)	75.6 (92.0)	100.0	99.6 (100.0)	13.25 (13.3)	100.0	88.4	11.6
教育、学習支援業	100.0	89.1 (100.0)	74.3 (83.3)	100.0	87.6 (100.0)	1.18 (1.3)	100.0	99.5	0.5
医療、福祉	100.0	79.7 (100.0)	74.6 (93.5)	100.0	80.4 (100.0)	13.30 (16.6)	100.0	95.7	4.3
複合サービス事業	100.0	72.6 (100.0)	74.8 (103.1)	100.0	76.9 (100.0)	- (-)	100.0	100.0	-
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	89.8 (100.0)	76.7 (85.5)	100.0	76.6 (100.0)	2.70 (3.5)	100.0	96.8	3.2
事業所規模									
500人以上	100.0	90.2 (100.0)	82.4 (91.4)	100.0	70.9 (100.0)	0.48 (0.7)	100.0	99.6	0.4
100～499人	100.0	89.6 (100.0)	79.3 (88.5)	100.0	88.0 (100.0)	2.64 (3.0)	100.0	97.5	2.5
30～99人	100.0	85.4 (100.0)	82.0 (96.1)	100.0	62.9 (100.0)	1.47 (2.3)	100.0	98.4	1.6
5～29人	100.0	86.3 (100.0)	64.7 (75.0)	100.0	74.5 (100.0)	5.92 (7.9)	100.0	90.5	9.5
30人以上（再掲）	100.0	87.4 (100.0)	81.2 (92.9)	100.0	71.5 (100.0)	1.73 (2.4)	100.0	98.3	1.7
労働組合の有無									
あり	100.0	90.6 (100.0)	81.9 (90.4)	100.0	79.1 (100.0)	2.92 (3.7)	100.0	96.7	3.3
なし	100.0	85.0 (100.0)	69.0 (81.2)	100.0	70.1 (100.0)	4.63 (6.6)	100.0	93.8	6.2
育児休業制度の規定の有無									
あり	100.0	88.2 (100.0)	76.9 (87.1)	100.0	77.3 (100.0)	3.71 (4.8)	100.0	96.0	4.0
なし	100.0	67.8 (100.0)	23.2 (34.3)	100.0	54.6 (100.0)	5.61 (10.3)	100.0	59.9	40.1
不明	* 100.0	* 100.0 *(100.0)	* 100.0 *(100.0)	-	- (-)	- (-)	* 100.0	* 100.0	-

注：「育児休業者」は、平成25年10月1日～平成26年9月30日に出産した者又配偶者が出産した者のうち、調査時点(平成27年1月)までに育児休業を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む。）の割合である。

第3表 専業主婦世帯の夫のうち、育児休業者割合

(%)

	配偶者出産者計	専業主婦世帯の夫	育児休業者
総数	100.0	51.6 (100.0)	1.14 (2.22)
産 業			
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	31.2 (100.0)	0.40 (1.27)
建設業	100.0	49.4 (100.0)	0.01 (0.01)
製造業	100.0	56.5 (100.0)	0.19 (0.33)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	62.9 (100.0)	0.48 (0.76)
情報通信業	100.0	40.3 (100.0)	0.91 (2.25)
運輸業、郵便業	100.0	41.7 (100.0)	1.15 (2.76)
卸売業、小売業	100.0	48.8 (100.0)	0.07 (0.14)
金融業、保険業	100.0	61.9 (100.0)	4.36 (7.05)
不動産業、物品賃貸業	100.0	55.0 (100.0)	0.12 (0.21)
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	56.3 (100.0)	0.63 (1.12)
宿泊業、飲食サービス業	100.0	58.2 (100.0)	0.09 (0.15)
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	68.9 (100.0)	20.78 (30.17)
教育、学習支援業	100.0	48.0 (100.0)	0.74 (1.54)
医療、福祉	100.0	43.2 (100.0)	2.43 (5.63)
複合サービス事業	100.0	49.4 (100.0)	0.02 (0.03)
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	61.8 (100.0)	0.39 (0.63)
事業所規模			
500人以上	100.0	45.0 (100.0)	0.96 (2.14)
100～499人	100.0	50.8 (100.0)	0.69 (1.35)
30～99人	100.0	51.7 (100.0)	0.50 (0.97)
5～29人	100.0	53.3 (100.0)	1.78 (3.33)
30人以上（再掲）	100.0	50.2 (100.0)	0.65 (1.30)
労働組合の有無			
あり	100.0	55.1 (100.0)	0.80 (1.46)
なし	100.0	49.4 (100.0)	1.35 (2.73)
育児休業制度の規定の有無			
あり	100.0	53.6 (100.0)	0.75 (1.40)
なし	100.0	38.9 (100.0)	3.56 (9.17)
不明	-	- (-)	- (-)

注：「育児休業者」は、平成25年10月1日～平成26年9月30日に配偶者が出産した者のうち、調査時点（平成27年10月1日）までに育児休業を開始した者（開始の予定の申出をしている者を含む。）の割合である。

第4表 パパ・ママ育休プラス利用者割合

(%)

	女性		男性		利用者計	女性	男性
	育児休業後復職者計	利用者	育児休業後復職者計	利用者			
総数	100.0	1.9	100.0	3.0	100.0	91.5	8.5
産業							
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	-	* 100.0	-	-	-	-
建設業	100.0	0.1	100.0	-	* 100.0	* 100.0	-
製造業	100.0	3.2	100.0	4.9	100.0	88.2	11.8
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	-	100.0	-	-	-	-
情報通信業	100.0	-	100.0	-	-	-	-
運輸業，郵便業	100.0	7.2	100.0	-	100.0	100.0	-
卸売業，小売業	100.0	2.4	100.0	-	100.0	100.0	-
金融業，保険業	100.0	6.6	100.0	-	100.0	100.0	-
不動産業，物品賃貸業	100.0	0.2	100.0	-	100.0	100.0	-
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	1.1	100.0	4.8	100.0	82.8	17.2
宿泊業，飲食サービス業	100.0	-	100.0	-	-	-	-
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	0.8	100.0	-	100.0	100.0	-
教育，学習支援業	100.0	-	100.0	11.4	100.0	-	100.0
医療，福祉	100.0	0.5	100.0	-	100.0	100.0	-
複合サービス事業	100.0	12.8	* 100.0	-	100.0	100.0	-
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	0.2	100.0	81.9	100.0	6.9	93.1
事業所規模							
500人以上	100.0	1.0	100.0	-	100.0	100.0	-
100～499人	100.0	1.5	100.0	5.2	100.0	84.4	15.6
30～99人	100.0	1.4	100.0	8.5	100.0	76.4	23.6
5～29人	100.0	3.0	100.0	-	100.0	100.0	-
30人以上（再掲）	100.0	1.4	100.0	5.2	100.0	83.2	16.8
労働組合の有無							
あり	100.0	2.7	100.0	7.5	100.0	84.4	15.6
なし	100.0	1.5	100.0	-	100.0	100.0	-
育児休業制度の規定の有無							
あり	100.0	2.0	100.0	4.1	100.0	91.5	8.5
なし	100.0	-	-	-	-	-	-
不明	100.0	-	-	-	-	-	-

注1：「育児休業後復職者」は、調査前年度1年間（平成26年4月1日～平成27年3月31日）に育児休業を終了し、復職した者をいう。

注2：「利用者」は、育児休業後復職者のうち、子が1歳を超えた時期まで育児休業を取得した者をいう。

注3：育児休業後復職者には、「利用者不明」を含む。

第5表 育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の有無及び最長利用可能期間別事業所割合 (%)

	事業所計	制度あり	最長利用可能期間							制度なし	不明
			3歳に達するまで ①	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで ②	小学校就学の始期に達するまで ③	小学校入学～小学校3年生（又は9歳）まで ④	小学校4年生～小学校卒業（又は12歳）まで ⑤	小学校卒業以降も利用可能 ⑥	【再掲】「小学校就学の始期に達するまで」以上 ③～⑥		
総数	100.0	61.3 (100.0)	(39.0)	(7.0)	(32.5)	(7.3)	(5.9)	(8.3)	(54.1)	38.6	0.0
産業											
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	55.4 (100.0)	(40.0)	(9.3)	(33.4)	(4.4)	(3.8)	(9.1)	(50.7)	44.6	-
建設業	100.0	41.2 (100.0)	(45.2)	(3.9)	(34.8)	(3.0)	(5.5)	(7.5)	(50.9)	58.8	-
製造業	100.0	53.0 (100.0)	(41.8)	(6.0)	(30.3)	(5.3)	(5.4)	(11.3)	(52.3)	47.0	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	87.9 (100.0)	(10.0)	(2.7)	(25.4)	(14.8)	(8.3)	(38.9)	(87.3)	10.2	1.9
情報通信業	100.0	68.9 (100.0)	(36.5)	(9.9)	(21.8)	(11.2)	(5.3)	(15.2)	(53.6)	31.1	-
運輸業，郵便業	100.0	63.5 (100.0)	(44.6)	(8.2)	(26.2)	(7.7)	(9.4)	(3.9)	(47.2)	36.5	-
卸売業，小売業	100.0	64.6 (100.0)	(38.5)	(7.7)	(32.3)	(7.3)	(5.5)	(8.7)	(53.9)	35.4	-
金融業，保険業	100.0	94.9 (100.0)	(18.0)	(8.9)	(47.2)	(13.6)	(5.2)	(7.1)	(73.1)	5.1	-
不動産業，物品賃貸業	100.0	62.7 (100.0)	(44.9)	(3.6)	(29.8)	(8.4)	(3.2)	(10.2)	(51.5)	37.3	-
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	65.7 (100.0)	(32.6)	(0.6)	(30.1)	(9.2)	(10.7)	(16.8)	(66.8)	34.0	0.2
宿泊業，飲食サービス業	100.0	52.2 (100.0)	(32.0)	(8.3)	(31.5)	(8.7)	(10.9)	(8.7)	(59.7)	47.8	-
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	59.6 (100.0)	(43.9)	(13.0)	(28.7)	(2.5)	(1.8)	(10.1)	(43.0)	40.4	-
教育，学習支援業	100.0	73.6 (100.0)	(44.3)	(8.5)	(23.9)	(10.8)	(5.8)	(6.7)	(47.2)	26.4	-
医療，福祉	100.0	71.5 (100.0)	(46.3)	(6.1)	(36.5)	(2.6)	(4.0)	(4.5)	(47.7)	28.5	-
複合サービス事業	100.0	97.3 (100.0)	(37.7)	(4.5)	(19.0)	(34.9)	(1.2)	(2.6)	(57.8)	2.7	-
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	60.0 (100.0)	(36.0)	(4.5)	(40.4)	(7.0)	(6.1)	(6.0)	(59.5)	40.0	-
事業所規模											
500人以上	100.0	99.2 (100.0)	(12.1)	(3.1)	(34.3)	(21.6)	(14.7)	(14.3)	(84.8)	0.8	-
100～499人	100.0	95.2 (100.0)	(26.1)	(4.6)	(31.6)	(12.1)	(12.2)	(13.4)	(69.3)	4.8	0.0
30～99人	100.0	80.9 (100.0)	(35.7)	(6.7)	(34.2)	(8.5)	(7.3)	(7.5)	(57.5)	19.0	0.1
5～29人	100.0	56.7 (100.0)	(40.8)	(7.2)	(32.2)	(6.7)	(5.1)	(8.1)	(52.1)	43.3	-
30人以上（再掲）	100.0	83.9 (100.0)	(33.2)	(6.2)	(33.7)	(9.5)	(8.5)	(8.9)	(60.6)	16.1	0.1
労働組合の有無											
あり	100.0	89.3 (100.0)	(24.6)	(7.2)	(31.2)	(18.1)	(10.6)	(8.3)	(68.2)	10.7	0.0
なし	100.0	53.9 (100.0)	(45.4)	(6.8)	(33.1)	(2.6)	(3.8)	(8.3)	(47.8)	46.1	-
育児休業制度の規定の有無											
あり	100.0	82.0 (100.0)	(39.4)	(7.1)	(33.0)	(7.4)	(5.8)	(7.3)	(53.5)	18.0	-
なし	100.0	5.3 (100.0)	(20.5)	(3.0)	(13.4)	(3.3)	(8.9)	(50.9)	(76.5)	94.7	-
不明	100.0	- (-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	85.8	14.2

第6表 介護休業者割合

(%)

	男女計		女性		男性		介護 休業者計	女性	男性
	常用 労働者計	介護 休業者	女性常用 労働者計	介護 休業者	男性常用 労働者計	介護 休業者			
総数	100.0	0.06	100.0	0.11	100.0	0.03	100.0	74.0	26.0
産業									
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	0.57	100.0	2.99	100.0	0.21	100.0	67.3	32.7
建設業	100.0	0.18	100.0	0.71	100.0	0.09	100.0	56.9	43.1
製造業	100.0	0.03	100.0	0.09	100.0	0.01	100.0	75.1	24.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	0.01	100.0	0.02	100.0	0.01	100.0	20.0	80.0
情報通信業	100.0	0.02	100.0	0.03	100.0	0.02	100.0	38.7	61.3
運輸業，郵便業	100.0	0.02	100.0	0.02	100.0	0.02	100.0	16.2	83.8
卸売業，小売業	100.0	0.03	100.0	0.06	100.0	0.01	100.0	83.0	17.0
金融業，保険業	100.0	0.06	100.0	0.11	100.0	0.01	100.0	90.9	9.1
不動産業，物品賃貸業	100.0	0.01	100.0	0.02	100.0	0.01	100.0	74.1	25.9
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	0.04	100.0	0.06	100.0	0.03	100.0	48.5	51.5
宿泊業，飲食サービス業	100.0	0.08	100.0	0.13	100.0	0.00	100.0	99.6	0.4
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	0.05	100.0	0.09	100.0	0.00	100.0	98.1	1.9
教育，学習支援業	100.0	0.11	100.0	0.05	100.0	0.16	100.0	24.3	75.7
医療，福祉	100.0	0.13	100.0	0.16	100.0	0.02	100.0	94.9	5.1
複合サービス事業	100.0	0.02	100.0	0.01	100.0	0.02	100.0	18.9	81.1
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	0.05	100.0	0.07	100.0	0.03	100.0	58.4	41.6
事業所規模									
500人以上	100.0	0.04	100.0	0.07	100.0	0.02	100.0	70.4	29.6
100～499人	100.0	0.07	100.0	0.11	100.0	0.03	100.0	69.2	30.8
30～99人	100.0	0.03	100.0	0.08	100.0	0.00	100.0	97.0	3.0
5～29人	100.0	0.08	100.0	0.14	100.0	0.04	100.0	70.6	29.4
30人以上（再掲）	100.0	0.05	100.0	0.09	100.0	0.02	100.0	77.6	22.4
労働組合の有無									
あり	100.0	0.05	100.0	0.10	100.0	0.02	100.0	78.0	22.0
なし	100.0	0.07	100.0	0.11	100.0	0.03	100.0	72.4	27.6

注1：「介護休業者」は、調査前年度1年間（平成26年4月1日～平成27年3月31日）に介護休業を開始した者をいう。

注2：同一労働者が期間内に2回利用した場合は2人として計上し、同一労働者が期間を継続延長した場合は1人として計上した。

第7表 短時間正社員制度の有無別事業所割合

(%)

	事業所計	制度あり	制度なし	不明
総 数	100.0	15.0	85.0	0.0
産 業				
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	10.2	89.8	-
建設業	100.0	11.9	88.1	-
製造業	100.0	12.4	87.6	-
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	14.4	83.1	2.5
情報通信業	100.0	22.3	77.7	-
運輸業，郵便業	100.0	12.5	87.5	-
卸売業，小売業	100.0	15.0	85.0	-
金融業，保険業	100.0	12.7	87.3	-
不動産業，物品賃貸業	100.0	12.6	87.4	-
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	19.0	80.7	0.3
宿泊業，飲食サービス業	100.0	14.4	85.6	-
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	15.8	84.2	-
教育，学習支援業	100.0	20.0	80.0	-
医療，福祉	100.0	19.0	81.0	-
複合サービス事業	100.0	36.6	63.4	-
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	13.9	86.1	-
事業所規模				
500人以上	100.0	19.4	80.6	-
100～499人	100.0	15.4	84.5	0.1
30～99人	100.0	15.9	84.1	0.1
5～29人	100.0	14.8	85.2	-
30人以上（再掲）	100.0	15.8	84.1	0.1
労働組合の有無				
あり	100.0	16.0	84.0	0.1
なし	100.0	14.8	85.2	-

調査の概要

1 調査の目的

本調査は、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握し、雇用均等行政の成果測定や方向性の検討を行う上での基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲及び対象

- (1) 地域 全国
- (2) 産業 日本標準産業分類に基づく16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕
- (3) 調査対象 企業調査については、上記(2)に掲げる産業に属する常用労働者10人以上を雇用している民間企業のうちから産業・規模別に層化して抽出した企業、事業所調査については、上記(2)に掲げる産業に属する常用労働者5人以上を雇用している民営事業所のうちから産業・規模別に層化して抽出した事業所

3 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

- (1) 企業調査 調査対象数5,771企業 有効回答数4,009企業 有効回答率69.5%
- (2) 事業所調査 調査対象数5,850事業所 有効回答数3,958事業所 有効回答率67.7%

4 調査事項

主な調査事項は、次のとおり。

[1] 企業調査

- (1) 役職別の登用状況
- (2) 役職別の昇進状況

[2] 事業所調査

- (1) 育児休業制度の内容及び利用状況
- (2) 育児のための所定労働時間の短縮措置等の状況及び利用状況
- (3) 介護休業制度の利用状況
- (4) 母性保護制度の内容及び利用状況
- (5) 短時間正社員制度の有無及び利用状況

5 調査の時期

原則として、平成27年10月1日現在の状況について、平成27年10月1日から10月31日までの間に行った。

6 調査の方法

厚生労働省雇用均等・児童家庭局から報告者に対して、郵送により調査票を配布・回収する方法

7 調査組織

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 ー民間事業者 ー報告者

8 利用上の注意

- (1) この調査は、ある集団の中から一部の調査対象を選び出して調べ、その情報を基に元の集団全体の状態を推計する標本調査である。
- (2) 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。
- (3) 統計表中、「0.0」、「0.00」は集計した数値が表章単位に満たないものである。
- (4) 統計表中、左横に「*」を付した数値は、構成比の分母となるサンプル数が少ない（事業所数では2以下、労働者数では9以下）ため、結果の利用には注意を要する。
- (5) 統計表中、該当する数値が存在しない場合、「-」で表示した。
- (6) 調査対象産業のうち、生活関連サービス業、娯楽業は家事サービス業を、サービス業（他に分類されないもの）は、外国公務を除く。
- (7) 企業調査については平成21年度より常用雇用者数10人以上の企業を対象としており、統計表は総数、企業規模以外の集計値については常用雇用者数10人以上の集計となっている。
- (8) 東日本大震災への対応
 - [1] 平成23年度調査は、被災3県（岩手県、宮城県及び福島県）を除く全国の結果である。
 - [2] 平成24年度調査は、原子力災害対策特別措置法に基づき警戒区域、計画的避難区域を設定された市町村及び緊急時避難準備区域を設定後解除された市町村（※）から抽出された企業及び事業所を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業及び事業所を再抽出し代替（調査対象）とした。

※ 福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村
 - [3] 平成25年度調査は、原子力災害対策特別措置法に基づき計画的避難区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰宅困難区域（※）から抽出された企業及び事業所を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業及び事業所を再抽出し代替（調査対象）とした。

※ 福島県田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村
 - [4] 平成26年度及び平成27年度調査は、原子力災害対策特別措置法に基づき避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰宅困難区域（※）から抽出された企業及び事業所を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業及び事業所を再抽出し代替（調査対象）とした。

※ 福島県南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村